

第九章 同盟通信社の成立と活動

同盟の誕生とその歴史的意義

同盟成立の基盤　社団法人・同盟通信社は、昭和十年（一九三五年）十一月七日に設立許可が下り、昭和十一年（一九三六年）一月一日新聞聯合社の事業を継承して業務を開始し、六月一日から、日本電報通信社の通信部を合併して、名実ともに、单一強力なナショナル・ニュース・エージェンシー（國家代表通信社）として発足した。しかし、それが実現するまでには長い年月と非常な努力を要した。

事実、わが国通信社発達の歴史は、新聞組合主義による国家代表通信社実現のための、終始一貫した苦闘の歴史であった。国際通信社が設立され、新聞聯合社が結成されたのも、その準備行動であつた。そして、政府が国策として通信社問題をとりあげてからでも、成立までには数年を要したのである。

政府が国家代表通信社の創立に乗り出したのは、満州事変当時の国際宣伝戦に失敗したためであり、この創立が難航したのは、光永電通社長と電通系の地方有力新聞社が合流に反対したためであつた。

「同盟」創立の翌年——昭和十二年七月七日——日華事変が起り、ついで太平洋戦争に発展していった。「同盟」は戦時封鎖下、日本の唯一の口となり耳となつて日本の主張と実情を世界に知らせ、世界の実情と動きを日本国内に伝え、戦時における日本の大きな力となつた。とくに、終戦時ににおける对外折衝において「同盟」が演じた役割は非常に大きかった。

「同盟」は、国の要請に即応してつくられ、当局の介添えもあつて発展したものであるが、その基盤が全国の新聞社と日本・朝鮮両放送協会にあることは終始変わなかつた。「同盟」の独立自主性は、その組織にみることができる。すなわち重要な事項は、社員（全国の加盟新聞社と放送協会）総会または社員の中から選ばれた三十余名の代表者で組織された理事会において決定し、日常の業務は理事会で選任された社長と常務理事（当初四名、ついで三名、のち五名）が処理することになつていた。この社長と常務理事は、個々の新聞社または放送協会と全然関係のないことを条件としており、ことに政党政派に属したり、政治的・社会的の実際活動に関係したりすることは許されなかつた。

さらにまた「同盟」は社団法人の組織をとることによつて、その事業が根本において国家国民の公益のために営まれるべきことを明らかにしていた。「同盟」が電信電話の使用について国からとくに便宜と特典を与えられたのは、この事業が公益増進を目的としていたからにほかならない。ことにニュース送受のために放送無線電信を使用する特典が与えられたことは、放送無線電信がニュースの送受手段として経済的かつ高能率であつた点からみて、画期的なことであつた。

「同盟」は、アメリカのAPの新聞組合主義に則つてつくられたものであるが、しかもAPと異なり、新聞社と同時に放送協会を社員として包容した。さらにまた、AP当初の一都市一新聞主義の建前をとらず、いやしくも日本の日刊新聞、ないし放送事業を営むものである限り、いつでも一定の条件の下に社員として加入し、その経営に参加することができた。そのことは、同時に、以上の事業を営むものでなければ、いかに権力があり財力があつても、社員となつて「同盟」の経営に参加することのできないことを意味した。

同盟の業務と役割 「同盟」の業務はつぎの三つに大別された。

- 一、社員（新聞社、放送協会）のためのニュース・サービス
- 二、経済界に対するニュース・サービス——経済通信、出版事業（当初は、広告取次事業も行つたが、電・聯合併のとき、これを「電通」に譲渡した）
- 三、国家のためのニュース・サービス——対外電信放送、作戦地における通信発行業務

以上は、程度の差こそあれ、「新聞聯合」時代から行われてきたものであるが、日華事変、太平洋戦争などの国家非常時に際し、第三項の国家のためのサービスの比重が著しく大となり、第二項の経済界に対するサービスの比重が減退したことはやむを得ない。そして、終戦後、「同盟」の解散とともに、第三項の国家のためのサービス（したがつて、国家からそれに相当する経費の支出をうける）は消滅し、

第一項の新聞社、放送協会のためのサービスは、社団法人・共同通信社に引継ぎ、第二項の経済界に対するサービスは、株式会社・時事通信社に引継いだ。

「同盟」はまた、つぎの点でも大きな歴史的役割を演じた。

一、新聞事業等の健全化——「同盟」結成前には、中央紙と地方紙との競争が年をおって激化する一方、新聞社と放送局の間にもニュース放送をめぐって激しい対立がみられた。「同盟」の出現は、これらの対立を解消するとともに、戦時における新聞界の自主統制を促進して、軍による破壊的干渉を防止する役目を果した。「同盟」は、いかなる悪条件——戦災による交通、通信機関の破壊といったような——の下においても、その強力な無線電信同報によつて、絶えず豊富なニュースを全国（外地を含む）の新聞社、放送局に供給し、半日たりとも新聞発行ないし放送を不能ならしめたことはなかつた。この無線電信同報の特典は、国家代表通信社であつてこそ、はじめて与えられることができたのである。

一、新聞通信事業と広告業務の分離——わが国の新聞通信事業は、明治・大正年間に新聞広告取次業務を兼営することによつてようやく発達し、通信社の通信料金と新聞社への支払広告料金との相殺制度を実行して有利に經營された。たとえば、電・聯合併当時の資料によれば、「電通」の通信に対し、発行部数百万を越える東京・大阪の大新聞は月額わずか五、六百円の通信料を支払つて、たにすぎず不当地に低額であつたが、発行部数わずか十万内外の地方紙はこの相殺制度によつて、

月額二、三千円の高額の通信料金を課せられていたのである。またこの兼當は、大広告主に利用され、報道の自由が抑制されることも起り得た。「同盟」の創立はこのような不合理を是正し、通信業務と広告業務とを完全に分離して、両事業の健全な発達を図つたものであり、通信社史上的一大革命であった。その実現には、「同盟」は百八十万円の代償を払つて、「電通」の通信部（その取扱は當時、年額五十万円以上の赤字を示していた）を吸収して通信業務の一元化を図り、一方「電通」は広告業務専門の会社として存続することになった。しかし「電通」の支配権は「同盟」の手に保有されるよう配慮された。通信部の分離と同時に「電通」は倍額増資を行い、その増資株全部を「同盟」が引受けたのである。これは一にわが国新聞広告界の弊風を打破して、新聞広告代理業務の合理化と、その健全な発達を念願したためであった。

社団法人同盟通信社定款

第一章 総 則

第一条 本社は正確公平なる報道の普及と國際的諒解の増進に資するため内外の「ニュース」を蒐集編纂し電話、電信、無線電信、無線電話其の他の通信方法に依り迅速的確に之を社員並海外の通信社及新聞社に通報する事業を經營するを以て目的とする

第二条 本社は左の附帯事業を行い又は之に出資を為すことを得

一 新聞社に非ざる社員外の者に本社の蒐集する「ニュース」を供給すること

二 広告の取次

三 「ニュース」写真及其の製版の供給

四 本社の事業に関連する図書雑誌の出版

五 其の他理事会に於て本社の目的を達成するため必要と認めた事業

第三条 本社は社団法人同盟通信社と称す

第四条 本社は主たる事務所を東京市に置く

理事会の決議に依り便宜の地に支社を設くることを得

第二章 社員

第五条 本社の社員は我国に於て日刊新聞を発行する新聞社（法人の支店又は発行所にして日刊新聞を発行する者を含む）の一人の代表者、法人たる日刊新聞社、社団法人日本放送協会及無線電信又は無線電話に依る放送事業を經營する者に限る。

我国に於て日刊新聞を発行する新聞社の代表者、法人たる日刊新聞社及無線電信又は無線電話に依る放送事業を經營する者は本定款及細則の定むる条件により何時にも社員たることを得るものとす

法人たる社員にして代表者教名ある場合は社員たる権利義務を行ふべき者を定め本社に届出で置くべきものとす、代表者以外の者をして代理せしむる場合また同じ

第六条 社員たるんとする者は社員二名以上の紹介を以て本社所定の入社申込書に入社金を添え社費月額承諾書と共に本社に提出するものとす

入社金は一口金壱百円とす

各入社申込者の負担すべき口数及社費月額は当該申込者の負担力及同一地方に於ける他の社員の負担せる口数及社費月額との均衡を考慮し理事会を決す

社員たる資格は本社より入社承諾の通知ありたる時より始まる

第七条 入社金及社費は如何なる理由あるも還付せざるものとす

社員たる法人が合併に依り解散したる場合に於て新に設立せられたる法人又は社員たる法人を合併したる法人が本社に入社したるときは解散したる社員たりし法人の入社金を以て其の入社金と為し新に入社金を要せざるものとす、法人に非ざる日刊新聞社の代表者更迭の場合また同じ

第八条 社員は細則の定むる範囲及方法に依り本社頒布の「ニュース」を受くる権利を有す、但し社員が社費を納付せざるときは「ニュース」の交付を停止することを得、「ニュース」交付の停止を以て社費の納付を拒むことを得ざるものとす

社員が社費を滞納したる場合に於て本社が当該社員に対し金銭債務を負うときは本社は社費と債務を相殺することを得

第九条 社員退社せんとするときは其の旨を書面を以て本社に申出で理事会の承認を得ることを要す

退社の申出は三月以前に之を為すことを要す、但し已むを得ざる理由を明示して理事会の承認を得たる場合は此限に非ず

第十条 社員は其の理由の如何に拘らず本社のため不利なる時に於て退社したるときは本社に対し退社に因りて生じたる損害を賠償すべきものとす

第十一條 社員が其の新聞紙の発行を廃止したるときは本社を退社したるものと看做す

第十二条 社員が二月分以上の社費を滞納したるとき又は本定款に違反し本社の体面を毀損し若くは本社の目的に違反する行為ありたるときは理事会の決議を経て該社員を除名することを得

第十三条 社員は退社又は除名の場合と雖も本社に対し財産上の請求を為すことを得ざるものとす

第三章 社 員 総 会

第十四条 通常総会は毎会計年度終了後三月以内に、臨時総会は必要の都度之を開く、総会の日時及場所は社長之を定む

第十五条 総社員の表決権の三分の一以上に当る社員より会議の目的、事項を明示して請求したときは社長は十日以内に臨時総会を招集することを要す

第十六条 総会に於て総社員の表決権の過半数に当る社員の同意を得たときは予め通知せざる事項に付決議をなすことを得
第十七条 総会における各社員の表決権は其の入社金及社費の現実払込月額金壱百円毎に一票とし金壱百円未満の金額は表決権
なきものとす、社費の現実払込月額の計算方法は細則の定むる所に依る

社員にして毎月納付すべき社費を二月分以上滞納の事実存する間は表決権を行使することを得ざるものとす

第十八条 社員は他の社員に書面を以て委任し其の表決権を行使することを得

前項の委任状は予め本社に届出たる印鑑と符合する印章を使用して作成するに非ざれば社長は表決権の行使を禁ずることを
得

第十九条 総会の決議は出席者表決権の過半数を以て之を決し可否同数なるときは議長之を決す、但し委任状を以て表決権を行
使するものは出席者と看做す

本定款の変更は総社員の表決権の四分の三以上の同意あることを要す

第二十条 左に掲ぐる事項は之を総会に報告するものとす

一 予算及決算

二 細則の制定、変更及廃止

三 社員の入社及退社

四 前各号の外社長に於て必要と認むる事項

第二十一条 左の資格を有する者を理事とし其の総員を以て理事会を組織す。

- 一 社団法人日本放送協会以外の社員にして入社金壱万円以上を払込み且つ月額金武千円以上の社費を納付する者
 - 二 社団法人日本放送協会以外の社員にして前号に該当せざる者より総会に於て無記名連記投票により選挙せられたる十二名以内の社員、但し得票数同数なる場合は表決権の多き者を當選者とし表決権同数の場合は抽籤に依る
 - 三 社団法人日本放送協会より推挙したる同協会役員五名以内
 - 四 前各号に依る理事の過半数の同意に依り推挙したる学識経験ある者六名以内
- 前項第一号又は第二号に該当する社員が法人なるときは其の代表者又は第五条第三項の規定に依る代表者又は代理者を以て理事とす
- 第二十二条 理事は名誉職とす、但し前条第一項第四号に依る者は此限に非ず
- 第二十三条 第二十一項第一項第二号及第四号に依る理事の任期は三年とす、但し再選を妨げず
- 第二十四条 第二十一項第二号及第四号に依る理事に欠員を生じたるときは之を補欠す、但し事業上支障なきときは理事会の決議を以て之を延期することを得
- 補欠者の任期は前任者の残余期間とす
- 任期が選挙すべき総会前に満了するときは総会の終結まで之を伸長す、理事は第二十一項第一号及第三号に定むる資格を欠くときは当然理事を失格す、此場合同条第二項の規定に依り理事たる者また同じ
- 第二十五条 理事會は定款及細則に於て別に定むるもの外左の事項を議定す
- 一 細則及職制の制定、変更及廢止
 - 二 予算及決算

三 社員の入社及退社

四 社長、専務理事、常務理事及其の以外の第二十一条第一項第四号に依る理事並に常務監事の報酬及手当

五 社債の募集

六 第二十一条第一項第二号及第四号の理事の数

七 総会に附議すべき事項

八 前各号の外社長に於て必要と認めたる事項

第二十五条 理事会は毎会計年度内少なくとも、四回之を招集す、招集の場所及日時は社長之を定む

理事総員の五分の一以上に當る理事より會議の目的事項を明示して請求したるときは社長は五日以内に理事会を招集することを要す

第五章 監 事

第二十七条 本社に監事二名を置き内一名は常務に當るものとす

監事は総会に於て選挙したる者及社団法人日本放送協会より推薦したる同協会役員各一名とす

第二十一条第一項第二号但書の規定は前項の選挙に之を準用す

監事の任期は三年とす、但し再選を妨げず、第二十三条第二項乃至第五項の規定は監事に之を準用す
常務に当らざる監事は名誉職とす

第六章 社長、専務理事及常務理事

第二十八条 第二十二条第一項第一号乃至第三号に依る理事の過半数の同意を以て同項第四号に依る理事の中より社長及専務理事各一名、常務理事四名以内を定む

第二十九条 社長は本社の事業を総理し本社を代表す、尚總会及理事会を招集し其の議長と為る

専務理事は社長を補佐し業務を掌理し社長事故あるときは其の任務を代理す

常務理事は社長の定むる所に依り業務を分担し専務理事事故あるときは其の指示に従い任務を代理す

第三十条 社長、専務理事及常務理事には左の行為を禁止す

一 如何なる名義を以てするを問わず我国に於て発行さるる日刊新聞社の事業及無線電信又は無線電話に依る放送事業に干与し又は其の株主若くは出資者たること

二 政治及社会運動の実際に携わり又は政党若くは社会的結社に入党加入すること

三 理事会の同意なくして他の業務に従事し又は他より報酬を受くること、社長、専務理事又は常務理事が前各号の一に違反したるときは理事会は其の任務を解くことを得

第七章 資産及会計

第三十一条 本社の資産は寄附財産、社員の入社金及社費、事業収入、雑収入其他の財産より成るものとす

第三十二条 本社の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終るものとす

第三十三条 社長は毎年二月末迄に翌年度事業計画並に予算と、毎会計年度終了後三月内に決算を作成し之を理事会に提出することを要す。

予算外の支出は理事会の承認又は追認を要するものとす

第三十四条 決算の結果剰余金を生じたるときは翌年度の収入に繰越し、不足を生じたるときは理事会に於て其の補填方法を決

定す

第三十五条 社債の募集は総会の決議を要す

第三十六条 本社解散し残余財産あるときは理事会の決議に依り其の帰属者を定む

第八章 解 散

第三十七条 本社は総社員の表決権の四分の三以上の同意あるに非ざれば解散の決議を為すことを得ず

第三十八条 本社解散したるときは社長又は社長の指定したる者清算人と為る

附 則

第三十九条 本社の設立費用は金五千円以内とす

第四十条 本社の設立者は本社成立と同時に当然社員となる、其の社員の入社金及社費月額は設立者に於て之を定むることを得

第四十一条 本社設立当初の細則及職制は第二十四条の規定に拘らず設立者に於て之を定む

第四十二条 本社成立後十二月間以内に於ける総会の表決権の算定に付ては第六条に規定せる社費月額承認書の金額を以て第十七条に規定せる社費現実払込金額と看做す

第四十三条 本定款の規定に依り役員の選任せらるる迄は設立者の互選に依る一人が社長の職務を行つものとす

同盟通信社の生れるまで

国際宣伝戦と通信社 第一次世界大戦五カ年の体験は、世界各国に対しても、近代戦が総力戦であ

ることを教えた。それは武力戦であると同時に、経済戦であり、宣伝戦であった。當時各国は宣伝省とか新聞局とかを設け、同時に自国の国家代表通信社を動員して、強烈な宣伝戦を開いた。その中でも、イギリスのロイター通信社の活動はとくに目覚ましいものがあり、ドイツ軍部の総帥ルーデンドルフ元帥をして「ドイツを破ったのは連合軍にあらず、ロイター通信社なり」と叫ばしたほどであった。

この体験から、各國は一つの結論に達した。それは、国民大衆を対象とする宣伝戦の原動力はニュースだということである。国内の世論も、国際間の批判も、結局はその日その日のニュースによって左右される。政治家はニュースを基礎に政策を考え、外交家はニュースを土台に対策を練り、軍人はニュースを根拠に作戦を立てる。ここに強力な国家代表通信社の必要が生れ、国家代表通信社の強弱は、国力の消長にも影響するのである。

わが国では、第一次世界大戦後、アメリカのUPと提携する「電通」と、AP、ロイターなどと締約する「聯合」とが対立し、対外情報活動上には著しく不利な状態にあった。

この弱点は昭和六年（一九三一年）九月、満州事変の勃発によつて、暴露された。軍の行動を支持する「電通」と、外務省側と目される「聯合」の報道は、しばしば食い違い、単にわが新聞界を困惑せしめただけでなく、国際的にも不信を招くに至つた。そこで、「聯合」の岩永裕⁽¹⁾吉や古野伊之助は、一日も早く单一の国家代表通信社をつくるよう当局に進言したが、事變による軍事、外交、

内政が多事であつたうえ、新聞通信界も事變ニュースを追うのに忙しかつたので、この計画は容易に進展しなかつた。

昭和六年十二月、若槻礼次郎内閣が退陣し、犬養毅内閣が成立したが、岩永は犬養と姻戚関係でもあつたので、早速訪問して通信社問題の重要性を力説した。しかし、期待をかけた犬養内閣も翌七年五・一五事件でつぶれた。その後斎藤実内閣が出現し、内田康哉伯が外相に就任するにおよんで、問題はようやく軌道にのつた。同年九月、外・陸・海三省情報委員会は、国家代表通信社をつくる方針を決定し、「電通」、「聯合」の両者に対し下交渉を開始した。提案の内容はつぎの通りであった。

一、政府は百難を排してこれを実現せしめる決心であるから、両社もこのさい国家的見地から小我を捨て、むしろ自発的にその事業を擧げて新機関に譲渡されたい。

二、新たに創立される大通信社が国際通信界にその地歩を確立し、もつて世界の世論をわが国に有利に導かんとする国策に寄与せんがためには、無線電信によるニースの内外に対する放送およびその受信を開始することが最大要件の一つである。しかしながら現在のように「電通」、「聯合」の両社が併立する間は、そのいすれにも許可し難く、それだけわが国の新聞通信事業は世界の進歩に立ち遅れるわけであるから、政府としてはこのさいぜひ新機関に、すべての特権を付与する意向である。万一对も「電通」、「聯合」のいすれかがこの合併案に応ぜざる場合には、政府としてはやむをえずこれに応ずる通信社のみを基礎として新機関を設け、これにすべての国家的特権を付与すべき決意を有している。

これに対し「聯合」は早速つぎのように回答して、これに応諾の意向を伝えると同時に、来るべ

き新通信社の性格ならびに運営方法に關しても重要な提議を行つた。

一、「聯合」は一切の事業を擧げて新通信機関に無償で譲渡する。

二、ただし新通信機関は、報道上の独立と公正を期するため、すべからく全国の新聞社を社員とする公益法人であることを要する。

三、新機関の業務執行者の選任は、新聞社の代表者と協議の上で決定すること。

新聞組合主義にもどづくナショナル・ニュース・エンジニアリングの確立を念願としてきた「聯合」としては、この提案は「聯合」本来の目標を達成する絶好の機会とみられたのである。しかし、當利会社である「電通」は、譲渡価格や、過去三十有余年、専心同社の經營に苦心努力してきた光永星郎⁽³⁾社長の面目保持の立場から難色を示した。

外務省案に電・聯両社同意 これより先、滿州では、事變の翌年（昭和七年—一九三二年）三月に早くも滿州國の建國をみ、次いで十二月には滿州國通信社が創立された。この通信社は、昭和六年十二月、岩永裕吉が関東軍の求めに応じて提出した「満蒙通信社論」を基としたものであるが、現地の実状に即し必ずしも年来の理想を実現したものではなかつた。しかし一国一通信社への方向を示すものとして重視されるものであつた。すなわち「國通」は満州における「聯合」「電通」の機構および施設を継承、統合してつくられたものであり、ニュースを無線電信によつて満州国内に同報す

る特権を与えたが、この事態は当然停滞していた日本国内における新通信社創立運動に拍車を加えることになったのである。

これより先、内田外相は、当時帰國中だった駐ソ大使・田中都吉⁽⁴⁾を招いて、電・聯両社に対する一切の交渉を依頼していた。しかし「電通」接收の価格査定の点で交渉が行詰り状態に陥ったので、時の商工相中島久万吉にも斡旋を頼んだ。かくして十一月以降折衝を重ねること十数回、ようやく翌八年秋に至って合意に達した。そこで外務当局は、同年十月、改めて正式に新聞聯合社の回答を求め、「聯合」はつぎの回答書を外務次官重光葵（当時外相は広田弘毅）宛に提出した。

新聞聯合社回答書（昭和八年十月提出）

「聯合」「電通」の両社を併せ欧米における第一流の通信社に匹敵する実力と信用とを具備する大通信社を我国に建設せんとする計画に対しでは、「聯合社」は其の本来の使命に鑑み誠意を以て之に参加協力すべし。然れども新設さるべき通信社が果して所期の機能を發揮し得るや否やは、かかるてその組織如何にありと信ずるを以て、「聯合社」としてはこの点が最大の関心事たらざるを得ず。而して「聯合社」の所見によれば、新たに建設さるべき通信社は少なくとも

- 一、全国の主なる新聞社によって組織さるる社団または公益團体たること
- 二、報道の独立と公正とが確保さるる仕組みたること

の二条件を具備することが必須なりと信ず。従つて新機関の組織及びその業務遂行の任に當る者の選任に就ては、前以て「聯合社」を組織する基本八新聞社（東京・大阪の八社）の代表者に協議されたく、而してその協議成立の上は「聯合社」はその営業及

び財産を無償にて新機関に譲渡提供すべし。但し、その結果として「聯合社」は当然解散さるにつき譲渡の時における業務及び負債は之を新通信社に於て引受けられたく、また債権者に於て譲渡を承諾せざる債務は、新通信社に於て「聯合社」に代り即時弁済されたり——以上

同様に「電通」に対しても外務省から正式に決定を促し、翌十一月「電通」は二百万円をもつて同社の通信ならびに広告に関する一切の営業権を譲渡する旨のつぎの誓約書を提出した。

日本電報通信社誓約書（昭和八年十一月作成）

「日本電報通信社」は国家的見地より通信事業統一の必要緊切なるを痛感し、その目的のため新通信社の創立せらるることを希望し、之を助成する目的を以て左記の条項を契約す。

一、「日本電報通信社」は新通信社成立のち遅滞なく解散手続を執ること

一、「日本電報通信社」が現在行いつつある業務（広告に関する業務を含む）は解散と同時に当然新通信社に移転すること

但、建物、機械其他の有形財産、債権債務等は「日本電報通信社」自らの清算事務として処理せらるべく、また人事関係等の整理も「日本電報通信社」自らの責任として新通信社は之に對して何らの責任を負わざること

一、「日本電報通信社」現在の重役役員等は上記冒頭に記したる精神に従い将来新通信社の業務その他通信事業の国家的統一のため援助的態度を持すること

一、新通信社は上記諸項の実行に対する代價として、「日本電報通信社」解散のち遅滞なく金貳百万円也を「日本電報通信社」清算人に交付すること

一、本書式通を作成し調印者各壹通を保存するものとす——以上

この間の事情につき当時の福岡日日新聞社取締役編集局長で現に西日本新聞社相談役の阿部暢太郎は昭和三十二年三月号の『人物福岡』に「重光さんの思い出」を執筆した中で、つぎのようについている。

「当時、「西日本新聞」の前身「福岡日日新聞」の編集をあずかっていた私は情勢を確めるため上京した。そしてまず大光永翁や当時の「電通」幹部に面会し、また東武（北海）、小山松寿（名古屋）の二氏を訪ね、一方合同運動の推進的本尊ともみられていた岩永、古野両氏ならびに緒方竹虎氏（朝日）の意見もきき、最後に外務省に広田外相を訪ねたが、広田さんは『その問題なら次官の重光君が最もよく知っているから……』と重光さんに紹介してもらった……重光さんは快よく会ってくれた。そして通信社合同の起り、いきさつをすっかり話してくれた。大光永も同じ熊本出身の内田康哉前外相に説得されすでに書き物を出したことや、勅選議員推薦の事情なども、それとなく話しの中ににおわした……」

光永の心境変化 光永は、この一札と引替えに、昭和八年（一九三三年）十一月五日、斎藤内閣によつて貴族院議員に勅選された。この結果、残るは実行の時期の問題だけとみられていたが、その後、意外にも資金問題と光永の心境変化で足踏みを余儀なくされることになった。

資金問題については、外務省としては陸海軍の機密費を増額し、これによつて四百万円を捻出しそうとしたが、これは新聞社側代表の反対で沙汰やみになつた。つぎに臨時外交工作費の名目で七百万円見当（『電通』買収費二百万円、「聯合」百五十万円、残り三百五十万円を運用資金）を昭和九年度外務予算に計上しようとしたが、これは大蔵省の査定で削られてしまつた。財界からの援助の話も出たが、これ

も第三者勢力、とくに金権勢力の介入になるというので歓迎されなかつた。

この結果、これまで新通信社案を推進してきた外務省も、いささか持て余し気味になつたが、かくするうちに斎藤内閣は倒れ、昭和九年（一九三四年）七月には岡田啓介内閣が成立し、新内閣の通相・床次竹次郎は広田弘毅外相（留任）とともに、日本放送協会からの融資斡旋に乗り出した。当時、放送協会は「朝日」、「毎日」、「読売」の三社からニュースの提供をうけていたが、重要ニュースになると三社側が手心を加えて遅らすことがあつたので、「協会」としては悩みの種となつていった。そこで「協会」理事会では、「協会」を新通信社に加入せしめることを条件に、同年十月この融資に同意した。この結果、従来外務省中心で進められていた新通信社創立計画は、自然遞信省中心に変つていつた。

昭和九年十二月、床次通相は広田外相と連名で全国有力新聞社および放送協会の代表者を招いて創立協議会を開くことになつた。ところが「電通」はその直前、突如として、社内の動揺と株主の反対を理由に協議会の延期方を要請し、これと時を同じうして多年「電通」と特殊関係にあつた地方新聞社中の数社が他の新聞社を誘つて反対ののろしをあげた。

これら地方新聞社の反対理由は、近年中央紙が競つて地方に進出しつつある実情からして、新通信社が創立された場合、その実権は必ず中央紙によって握られることになり、通信関係はもとより、広告関係までも中央紙本位となつて、地方紙を破滅に陥れるといふにあつた。そして、「通信

統一は國家の文化政策上これを採らず、故に反対の意思を表明す」との決議をもつて政府当局に陳情した。

これに対して新通信社の設立計画に協力しようとする中央紙および賛成派地方新聞社は「強力な新通信社の設立は世界通信界の情勢、国内報道界の実情、無線電信放送統制の必要等に鑑み、速やかにその実現を希望する。特に各中央紙が各自その立場と利害を異にするにかかわらず、挙つて新計画に参加協力しつつあるのは、その必要を痛感するからである。しかるに地方新聞社中、政府の所信ならびに新機関の機構を究めずして徒らに反対するのは、本計画の真意を解せざるものであつて、誠に遺憾にたえない」との意思表示を行つた。

しかし反対運動は日とともにますます盛んになり、ついに「電通」みずからも、客觀情勢の変化を理由に、さきに光永社長から重光外務次官に提出した誓約書の取消し方を申し出るなど、問題はいよいよ紛糾して帰するところを知らない情勢となつた。

一方、「電通」の業績は、光永社長が昭和八年（一九三三年）十一月、誓約書を出して以来一段と上り、西銀座の新社屋も完成して社業は躍進的発展をとげた。さらに昭和十年（一九三五年）四月には、日本新聞協会の年次大会が熊本で開かれたのを機会に、光永は郷里において「電通」創立三十五周年の記念祝賀会を盛大に挙行したが、このときの光永は、文字通り錦を故郷に飾り、全国新聞社の代表者からあまねく賛辞をうけ、「電通」の発展を祝福された。ところが「電通」万歳の声は転じ

て「電通」擁護、国策通信社計画反対ののろしとなり、徳富蘇峰また新通信社不賛成の演説を行つて、光永を支持激励するという意外な嵐を呼んでしまつた。

これに対し、賛成派の方でも活発な動きをみせ、昭和十年一月二十四日には、新聞聯合社理事である田中都吉（中外商業新報社）、下村宏（大阪朝日新聞社）、高石真五郎（大阪毎日新聞社）の三人が外務省、通信省および日本放送協会に新通信社設立の具体案を示して、その設立を促した（このとき新通信社の名称は仮に「社団法人新聞通信協会」と決められていた）。

ついで、二月末の貴族院予算委員会第二分科会議では松村義一議員の質問に答え、広田外相が「一つの大きな中央通信機関」を支持する政府として最初の正式意思表示を行つた。議会閉会後、「名古屋新聞」の小山松寿、「北海タイムス」の東武の二人は地方有力新聞社の代表とともにいよいよ強硬反対の態度を鮮明にし反対決議を政府に手渡したが、「聯合」を構成する新聞社の方でも四月十二日床次遞相、重光外務次官を歴訪して促進方を陳情するなど、事態はいよいよ急迫してきた。

そこで、政府はついに意を決し四月十九日付で床次遞相、広田外相の連名をもつて全国有力新聞二十七社と日本放送協会に対し、五月九日外相官邸で新通信社設立の懇談会を開催する旨の招請状を発した。当日集まつたのは「電通」支持社を除く十八社と日本放送協会だけで、政府側からは広田外相、床次遞相、重光外務次官、大橋通信次官、進藤電務局長、天羽情報部長らが出席した。席上、広田外相は、「この際外国に劣らぬ国際的通信社を設けて通信の自主独立を図ることが刻下の

急務たることを確信する」と述べ、床次通相は「通信社対立の不利不便を除去し、新設備を最も有効に利用するために、わが对外報道使命を完全に遂行するに足る実力と信用とを有する強大な一大通信社を建設する必要がある。かくなれば将来政府が与えることのあるべき通信上の種々な特典便宜はすべてこの新通信社に供与することが可能になるのである」と力説して、言論界代表の協力を正式に要望した。出席の全員はこれに賛同し、出席者一同が発起人となつて設立準備に着手することを申合させた。そしてその翌々二十一日、帝国ホテルで第一回創立準備委員会を開き、定款起草その他の事項を慎重協議したが、当日集まつた新聞社はいわゆる「聯合」系十九社と放送協会だけであつた。すなわち左の通りであつた。

報知、東京日々、東京朝日、中外商業、読売、国民、都、時事、大阪朝日、大阪毎日、東奥日報、小樽新聞、神戸新聞、高知新聞、山陽新報、京都日々、九州日報、信濃毎日、新愛知、日本放送協会

十日には日本放送協会理事会が新通信社創設に対する融資を正式に決議し、二十五日には定款脱稿、三十一日には創立準備委員会を開いて定款を承認確定し、社名を社団法人・同盟通信社と定め、六月六日には全国の日刊新聞社に改めて参加勧誘状を発するなど、一鴻千里に事が運ばれた。

しかるに「北海タイムス」「秋田魁」「河北」「名古屋新聞」「京都日の出」「中國民報」「中國新聞」「福岡日々」の八社は東武、小山松寿の政・民両党領袖の音頭取りで「合併案は偏頗不公平でその根底はファッショ思想である」と反対し、十日会を結成して「電通」擁護運動を起した。

すでに五月三日には床次逓相に反対を陳情、全国の地方紙に檄を飛ばして同月十六日には五十一社をもって反対大会を開催した。これに光永電通社長も出席して「私の心境は絶対に変らぬ」と合流保留の決意を再び披瀝した。この反対決議と新通信社不参加声明は翌日逓相、外相に手交され、両相とも事態の重要性に驚き、六月上旬同盟通信社創立委員会から社団法人の認可申請が出されようとするのを抑えて妥協工作をすすめると同時に、みずから東、小山の兩人を招き、口を極めて円満合流を説いたが徒労に終つた。

鈴木茂三郎の論評 このようにして新通信社問題は政界において重大問題化してきたため、各雑誌は競つてこれをとり上げた。その一つ、「改造」昭和十年六月号に載つた鈴木茂三郎の論評を紹介するところである。

「電通」と「聯合」の合同、統一は久しく行き惱んでいた問題だけに、追いつめられた「電通」の反対で新聞界に思わざる波紋を投げ騒擾をひきおこしているようだが、最初、この問題がおこったのは昭和七年の暮、「満州国通信」の国家統制の協議の進行中に、これに關係した諸君との間に話題が上り、これを當時は閲職にあつた現在の中外商業社長・田中都吉氏が外務省の前情報部長白鳥敏夫氏のところに持ち込んだあたりから始まっている。当時の内田外相は持ち込まれた話題が満州の軍当局の息のかかつたものであつたためにすぐ話に飛びついて「電通」の光永社長との交渉を中島前商相に依頼した。というのは某方面にはヨーロッパの十七の中大小新聞に送信する特殊機関があり、これが外務当局の外交工作をぶちこわすこともあつて、外務と某方面の間に摩擦がおこりかけていた折柄でもあつたからであろう。次いで内田外相、白鳥情報部長の合同工作を引きついだ広田外相、天羽

情報部長は「昨年十一月、「電通」の光永社長との間に二百万円の解散手当で「電通」を解散することにまとまり、光永氏は「國家的見地より云々」との一札を入れ、引きかえに十二月五日光永氏は多年の宿望だった貴族院議員に勅選されるの榮を持った。遅滞なくロンドンの軍縮会議までに実現されるやに見えた「電通」「聯合」の合同は、資金問題と光永氏の心境の変化の故障にぶつかって足踏みした。

資金問題についての外務省の腹は、合同資金の四百万円は陸軍および海軍の機密費を増額して支弁しようというのであったが、これには合同の斡旋者であった高石（大毎）、緒方（東朝）、田中（中外）三氏に異論があり、重光外務次官に抗議したので、第一次の挫折をおこし、次いで昭和九年度の外務予算に外交工作費を計上してこれに合同をふんわりと包んだ予算概算を大蔵省に提出したところ、これは大蔵当局に削り取られて第二次の挫折をおこし、次いで財閥のシンジケート錦行団の中で持ち回ったあげく、三井の斡旋で放送協会が合同通信に参加することを条件に融資することにまとまつたのが九年の夏頃であった。かくて資金問題の故障は免除されたけれども、勅選となつた光永電通社長は、さて勅選になつてみると、足場の「電通」を失えば日本新聞協会の会長を辞任しなければならぬ。これは勅選の権威のためにも光永氏の痛手とするところで、河豚を食う前ならば河豚は食いたし命は惜しいといふこともあるが、勅選の河豚を食つた後では命の惜しいが第一である。ここに光永氏の心境の変化があつた。ことに解散手当の二百万円のうち百万円を株主に払戻し、残額を光永氏の個人的負債と社員の退職手当に充当すれば手許に残るのは幾らもない勘定である。光永氏の心境の変化は日を経るにつれて意外に強化し、これに呼応して左記の地方新聞は合同の反対に起ち、反対決議を当局にぶつけたのである。

北海タイムス、河北新報、秋田魁、名古屋新聞、京都日出、中國民報、中國新聞、福岡日日、京城日報、台灣日日
また政府の招待に応じて参加した地方紙は

京都日日、神戸新聞、新愛知、九州日報、高知新聞、東奥日報、山陽新報、小樽新聞、信濃毎日

の九社であったが、反対と賛成のこれら的地方紙はこんごの情勢の推移に従つてどうすることになるか情勢は逆賄し難いものが
あるにしても、地方の有力紙をかく合同の反対に駆り立てた一つの動因は、地方紙は地方的な対立があるうえに「大毎」、「大朝」
の門司、名古屋への資本進出に対する地方紙対中央紙の資本対立の情勢が深刻となつたからで、「大朝」、「大毎」は海外に特派
員を送つて特電を以て紙面を飾ることができるが、それのできない地方紙は国家統制のはさみで切られ、糊でつぎはぎされた國
定の合同通信一つを掲載しなければならぬことになる。地方紙と中央紙の資本対立の深刻化した折柄、これは地方紙の耐え難い
とするところである。

政府ついに同盟設立認可

「電通」の硬化と反対地方紙の猛運動により事態はますます悪化して
きた。そこで創立委員会側では当局を説いて、この上はむしろ一日も早く公益法人として認可し、
強制的に合流せざるを得ない情勢をつくるべきであるとし、昭和十年（一九三五年）七月二日正式に申
請手続をとつた。同時に、東京・大阪の各紙はその紙上に「国際的大通信社の出現」を報道して示
威運動をした。この間政友会の領袖たる望月圭介、秋田清なども床次通相の意をうけてしきりに
「電通」説得に努めたが、依然反対は強硬であった。そのため政府当局は認可を躊躇し、創立委員
会側ではしきりに認可を督促するといふ有様で、両者の間で認可問題を中心に険惡な激論が行わ
れたのも一再でなかつた。この最中に床次通相は病を得、彼は九月七日大橋次官を病床に招いて、も
はや妥結の見込みなきときは「聯合社」のみをもつて急速に同盟通信社を設立するのほかあるまい
と最後の決断を与えたが、その翌日病あらたまつて逝去した。

ついで就任した望月圭介逓相は、反対派、促進派交々の陳情を聞き、九月二十七日両派を築地の料亭に招いて妥協機運の醸成に努めた。当日出席したのは創立準備委員会側から高石真五郎（毎日）、緒方竹虎（朝日）、田中都吉（中外）、正力松太郎（読売）、田中斉（国民）、古野伊之助（聯合）、反対派から東武（北海タイムス）、小山松寿（名古屋新聞）、永江真郷（福日）、一力次郎（河北）、山本実一（中国新聞）、光永星郎（電通）、政府側から望月逓相、青木次官、平野参与官、秋田清などであった。席上逓相は「新通信社問題をめぐり日本の新聞界が誤解によって相対立し、もつて結成を阻むごとき現状はまさに國家の不幸である」と挨拶し、両派を斡旋、翌々二十九日には逓相官邸に両派を招いて政府の認可の意のあることを伝えたので、さすがの反対派も「外国ニュースの統制には反対を固執せず」、「強いて電通を拘束せず」と言明するに至った。よって逓相は十一月二日に全関係者を官邸に招いて妥協合流の確認を求めたうえ、七日ついに社団法人・同盟通信社の設立認可を行つたのである。許可書、命令書はつぎの通りである。

許 可 書

社団法人同盟通信社

設立者 総代 田 中 都 吉

昭和十年七月二一日附申請社団法人同盟通信社設立の件許可す

設立者は別紙命令書の条項を遵守すべし

昭和十年十一月七日

通 信 大 臣

命 令 書

外 務 大 臣

社團法人同盟通信社

設立者総代 田 中 都 吉

第一条 社團法人同盟通信社（以下単に通信社と称す）は主務大臣の認可を受くるに非ざれば合併若くは解散を為すことを得ず

第二条 通信社は社長、専務理事、常務理事、常務監事の就職若くは解職につき主務大臣の認可を受くべし

第三条 通信社の通常総会又は臨時総会の状況及決議を遅滞なく主務大臣に報告すべし

第四条 通信社は毎年三月十日迄に翌年度事業計画並収支予算を主務大臣に提出すべし

第五条 主務大臣は公益上必要と認むるときは本命令の条項を増減変更することあるべし

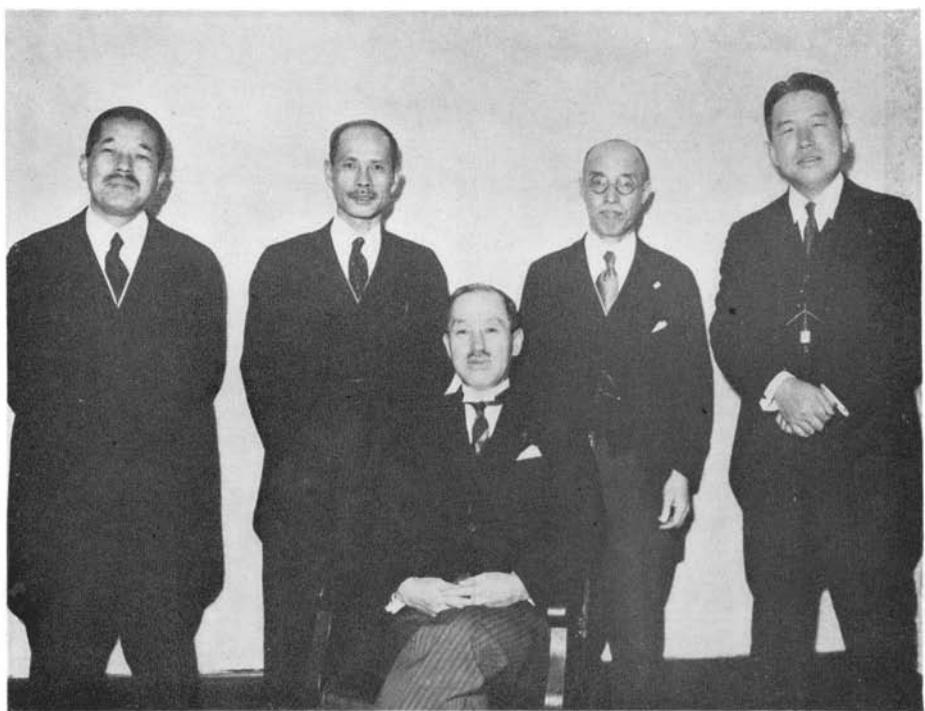
右命令す

昭和十年十一月七日

通 信 大 臣
外 務 大 臣

電通を残して同盟を創立 政府から新通信社設立許可の通知に接した発起人側では、直ちに総会を開いて九名の代表者を選び、「聯合」「電通」、両社に対する交渉委員、事業細則の起草と新聞社参加に關する委員、社長その他役員選考委員の三委員を設けて急速な準備を申し合わせた。
「聯合」はこの勧誘をうけると昭和十年十一月十一日に東京会館に臨時総会を開いて

- 一、同盟通信社の業務開始の日を以て新聞聯合社は解散する
 - 二、解散方法その他は一切岩永専務理事に一任す
 - 三、解散清算人には岩永、古野、田中（都吉）を任命す
 - 四、組合新聞社は「聯合」におけると同一の条件により同盟通信社に参加することを留保し、「聯合」と通信契約を有する各新聞社に対しても「同盟」へ参加加盟することを勧説す
- との決議を行い、いち早く合流を快諾した。ところが「電通」の方はなかなか確答を与えないなかつた。交渉は正力松太郎（読売）、小森七郎（放送協会）、寺田四郎（報知）の三人、主として正力が当つていたが、光永電通社長は十二月二日に至つて、二百万円で通信、営業の一切の事業権を譲渡するという当初の案をくつがえし、つぎのような提案をしてきた。
- 一、「電通」の通信部は適当な価格で同盟通信社に譲渡すること
 - 二、「電通」の広告部はそのまま株式会社・日本電報通信社の名義の下に存続し、同盟通信社との間に姉妹会社たるの関係を保つこと
 - 三、「電通」の利益配当は年七分に制限し、それ以上の利益は広告代理権の補償として「同盟」社に支払うことこれに対し交渉委員は熟議の末、光永社長につぎの対案を示した。
 - 一、株式会社・日本電報通信社は広告取次専門の会社として存続すること
 - 二、「電通」はその資本金を倍額に増資し、増資株式は同盟通信社において保有すること
 - 三、「電通」の通信部は「同盟」社に合併せしめること



同 盟 初 期 の 常 務 阵 (昭和十二年元旦)
左から 古野伊之助常務 (同盟第二代社長), 上田 碩三常務 (電通第三代社長)
岩永 裕吉社長, 畠山 敏行常務, 堀 義貴常務



同 盟 本 社 各 屋 (市政会館)
(昭和十七年一月十一日移転)

四、「電通」の通信部、その他の買収価格算定方法はつぎのようによること。価格算定は外務省と「電通」との誓約書を基礎とする。「電通」通信部、「聯合」通信部、「電通」広告部を各一単位とし、一単位百万円とすること

「聯合」広告部はその取扱高を「電通」広告部の取扱高と比例し、「電通」において買収する

しかし交渉は一進一退、直接的にも間接的にもたえず折衝が進められたが、ある程度の了解点に達したとみると、ふたたび逆転して新規まき直しという状態を繰返した。

一方、発起人側では、「電通」の回答がないため、十二月十二日に予定されていた創立総会を十七日に延期したが、十七日になつても依然回答はこなかつた。しびれを切らした発起人側では、ついに対「電通」交渉を残し、「聯合」のみをもつてまず発足することを決意し、いよいよ十七日に創立総会を開いた。当日までに正式に新通信社に参加した新聞社は五十五社であつた。

総会では、議事に入るに先だち、発起人を代表して「中外商業」の田中都吉社長が社団法人・同盟通信社結成の精神と経過報告を兼ねた演説を行い、ついで定款の承認、理事の選任を行つた。理事は二十三名で、その内訳はつぎの通りであつた。

一、一万円出資、月額二千円以上の社費を負担する新聞社（報知、東日、東朝、中外、時事、国民、大毎、大朝、読売の九社）

より一名宛

一、放送協会より五名

一、全国互選によるもの（九州日報、山陽新報、神戸新聞、京都日日、高知新聞、新愛知、信濃毎日、東奥日報、小樽新聞の九社）
社) 九名

ほかに監事として都新聞、放送協会代表を選んだ。また新通信社の運営を担当する専務理事には、新聞聯合社の専務理事・岩永裕吉、常務理事には元遞信省電務局長で当时台湾電力の取締役だった島山敏行⁽⁵⁾と新聞聯合社總支配人・古野伊之助が選任され、業務開始は昭和十一年一月一日と決定了。

田中発起人代表の演説要旨 創立総会における発起人代表田中都吉（中外商業社長）の演説要旨は左の通りであった。

本通信社はわが国の日刊新聞社および日本放送協会によって組織される独立自治の公益法人であつて、わが国で日刊新聞を発刊するものおよび無線電信または無線電話による放送事業を営むもの以外は、たとえ如何なる権力あり財力あるものでも、その社員となって經營に参加容喙するを許さないとともに、いやしくもわが国において日刊新聞を発行するものおよび無線電信または無線電話による放送事業を営むものはいつにても定款および細則の定むる条件によりこれに加入して社員となり、これを利用すると同時に、その經營に参加しうる開放的機関である。（中略）

而してわれわれ委員が定款の起草に当り最も重き考慮を払つたのは

第一に今日の実情から考えて、かかる大機関を建設することは政府の仲介斡旋が是非とも必要であるが、いやしくも一度その設立をみた以上、新機関は政府の御用機関と化するおそれのあるものであつてはならない。あくまで独立不羈、シャーナリズムの王道を渾歩しうるものでなければならぬ。

第二にこの機関は一部少数の社員の勢力によつて左右されるおそれがあつてはならない。全国の新聞社および放送協会が相寄

つて万機をその公論に決する開放的の組織でなければならぬ。

第三はこの機関は新聞社のみの便宜利益を計るに急にして、國家国民の公益を顧みざるが如き機関に堕するおそれがあつてはならない。

この三点につき安全保障をうるの途は新機関を新聞社および放送協会のみより成る社団法人とすることが最も有効適切なりとの結論に達したのである。同時に新通信社が世界第一流の通信社として、外國のそれに劣らぬ活躍をなすがためには将来必要に応じて政府の支持を得なければならぬ場合が多い。ことに無線ならびに有線の電信電話等の使用については少なくとも外國の大通信が享受しつつあると同等以上の便宜特典を与えることは是非必要で、これらの特典はおよそ公益の増進のために利用される仕組みであること、また他日、本社と同等の資格をもつて同等の待遇を要求しうるが如き通信社の出現を阻止することも社団法人を選んだ理由の一つである。

つぎに本社の特徴の一つとして諸外国の通信社と異なり、日本放送協会がその有力なる社員としてこれに参加しその発達に協力することになった点である。由来いづれの国においても新聞とラジオとの間には抗争が絶えず、わが國もまたその例にもれなかつた。しかしラジオのニュース放送を極端に制時せんとするのは文明の利器の利用を妨げる所以であると同時に、ラジオが通信社のニュースを利用して新聞と競争的態度で居るが如きことは、社会全般の調整を保つ上において大いに考慮すべきところである。新聞もラジオもともに今日の社会生活に必要欠くべからざる機関である以上、両者利害の共通点を求めて各その分に応じて協力しうるならば、両者間の対立的感情は雲散霧消し、両者が各守るべき領域についての正しき解決を容易に發見しうると思う。今回新通信社の創立につき両者の意見が一致し、相携えて今後の事業の発達に協力することになったのは、全世界に対しその範を垂れるものである。

ただ、ここに一つ遺憾なることは、五月九日の外務、通信兩大臣の招待会の席上において、またその他の機会においても、

もし新機関、すなわち今日の同盟通信社が成立すれば、既存の二大通信社たる「聯合」「電通」の両社は一定の条件でこれに合流参加すべき旨文書をもつて約束されたとの確言を得、われわれはその前提の下に本社の結成に着手したのである。したがって去る十一月七日主務官庁より定款認可の指令があると同時に、われわれは直ちに両社に対し合流参加に関する交渉を始めたところ「聯合」よりはいつにてもその事業を本社に引継ぐべき用意ある旨の回答に接したが、「電通」からは今もって本社に合流すべき旨の応答を得ないのである。しかしながら本社はすでに定款認可の指令を得て成立したのであるから、これ以上際限なく事業の開始を延期することはできない。よって事業開始に必要な手続を進めるため本日第一回社員総会を開催した次第であるが、本日以後といえどもわれわれは決して「電通」との交渉を絶つ考へではない。今後も引き続き同社に対し至誠を披瀝し、十分に先方の立場を考慮して極力協議をまとめる方針である。(後略)

同盟に無線利用の特権付与される かくて社団法人・同盟通信社は昭和十一年一月一日から正式に業務を開始することになったが、その四日前、歳の瀬も迫った十二月二十八日に、通信省は突如として国際放送電報規則の改正公布を行い、一月一日よりこれを実施することとした。これはわが国からのニュースを放送電報として発信し、あるいは外国のニュース放送電報を受信するものは「同盟」以外に許可しないという趣旨で、さきに「電通」がアメリカのUP通信社との間に行っていた放送電報の利用は取消された。「電通」が、いまだ参加しない以前に通信省がこの挙に出たことは同省としては大英断であつて、「電通」に対しても強硬手段のあることを暗示して十分なものがあった。と同時に海外との通信連絡に無線電信の独占的利用を「同盟」に許した最初のもので

あり、将来「同盟」に国内同報、無線同報が許される先駆をなすものであった。

元来、無線の利用は岩永、古野らが「新聞聯合」をつくるときからの念願であったが、それは、加盟新聞社に内外ニュースを公平敏速に供給するには無線電信で一斉通報を行うほかに方法なしと考えたからであった。「聯合」は繰返しこの制度の創設を逓信省に要望したが、逓信省としてこれを許可し得なかつたのは技術問題もさることながら、「聯合」、「電通」の対立がその主因であった。

この無線同報の夢は内地より八年早く、満州で実現したが、それは一国一通信社主義の下に、満州における「聯合」、「電通」の陣容と施設を引継いだ満州国通信社ができたからこそ可能だつたのであり、この通信社創設に当り「聯合」の古野伊之助が時の関東軍首脳と合作していたことは隠れもない事実であつた。

とにかく、遞相がさきに「将来政府が与えることのあるべき通信上のいろいろな特典便宜はすべてこの新通信社に供与する」と約束し、いまその第一歩としてニュースの対外無線放送送受信の特権を「同盟」に与え、「電通」からそれを奪つたことは、「同盟」にとつては幸先きよいスタートであり、「電通」にとつては致命的打撃であつた。

電通の合流ついに実現す かくて社団法人・同盟通信社は、東京銀座西八丁目九番地の前新聞聯合社社屋を本社として、昭和十一年（一九三六年）一月一日正式に業務を開始した。ニュースの

クレジットは「聯合」から「同盟」に変つたが、内容は新聞聯合社そのままであつた。「聯合」と「電通」との激しい競争に代つて、「同盟」と「電通」の最後の激闘が続いた。その反面「電通」に対する合併交渉も進められていたのである。

「同盟」業務開始直後の一月九日、「中外」の田中（都吉）社長、「読売」の正力社長、「朝日」の緒方専務取締役、放送協会の小森会長は「同盟」の岩永専務理事と「電通」の上田碩⁽⁶⁾三取締役とを個々に招いて合流の協議を進め、つぎの条件を最後案として提示した。

- 一、「電通」はその通信部を百八十万円を以て「同盟」に譲渡すること
- 一、「電通」は倍額増資し、増資分の新株百万円は「同盟」の持株となす
但し新株は四分の一払込み（二十五万円）とすること
- 一、「同盟」「電通」は同数の常務重役を交換すること
- 一、「聯合」の広告部は「電通」において買収し、二十五万円と評価すること

この最後案は、もともと岩永らの案であつたから、「同盟」側は異議なく承認したが、「電通」側は依然確答を与えず、ついに一月二十日に至つて光永社長は「読売」正力社長に対し交渉打切りと白紙還元を通告してきたので、合流はまたまた挫折した。

この合併問題は、「電通」「聯合」が外務省に誓約書を入れてからすでに四年越しとなつた。この間全国の新聞社が賛否両派に分れて対立抗争を続け、さらに第三者が介在したため一層問題を複雑

化し、憶測誤解から感情的にも先鋭化してきたので、いまとなつては「電通」自身が独自の意思をもつて行動しようとしても、周囲がこれを許さないという事情があった。

しかもロンドン海軍軍縮会議脱退（一月十五日）、国体明徴問題を含む総括的政府不信任案、議会解散（二月二十一日）、総選挙（三月二十日）などのため新聞報道界は多端になり、対「電通」工作もしばらく見送りの状態になつた。そこへ、はしなくも二・二六事件が勃発し、岡田啓介内閣の瓦解、広田弘毅内閣の出現となつたが、これが新たな刺激となつて一日も早く「電通」問題の解決を待望する声が政府および新聞界に勃然として生じてきた。このとき、かつて「帝通」社長として光永「電通」社長と激しく競つた頼母木桂吉が広田内閣の通信大臣として通信社問題を担当することになつたのは、奇しき因縁といわなければならない。彼は就任後慎重に検討を加えた末、三月二十日岩永「同盟」専務理事と光永「電通」社長とを別個に招いて、さきに交渉委員が提示した最後案を骨子とする左記裁定案を手交したが、この処置はいささかの仮借を許さぬ断固たるものとみなされた。

政府裁定案

一、電通は新聞通信、経済通信及びニュース写真に関する事業を同盟の利益のために廢止し今後再びこれを行わざること
電通は前記各事業の得意その他の業務関係を同盟に引継ぐこと

二、前項に掲げたる事業に從事せる電通の社員は事情のゆるす限り成るべく多数同盟にてこれを社員に採用すること
右に対し同盟は金壱百八拾万円を電通に支払うこと

三、第一項に掲げたる事業に専属する電通の資産にして同盟が必要とするものは公平なる評価を以て同盟に於て之を買取ること
四、電通は其の資本金壱百万円を貳百万円に増資し、この増資に依る新株貳万株（壱株の金額を五十円とす）は全部同盟にてこ
れを引受くること

但、右新株の第一回払込金は壱株に付拾五円五拾銭とすること

五、同盟は其の広告取次に関する事業を電通の利益のため廢止し、その得意その他業務關係を電通に引継ぐこと
右に対し電通は金貳拾五万円を同盟に支払うこと

六、現在広告取次の事業に從事する同盟の社員にして同盟が現在の業績を維持し発達せしむるために有要なる人物として推挙す
る者は電通に於てこれを社員に採用し現在に相当する地位權限待遇を与えること（現在の広告部員は總數約四十名なり）
七、電通の推挙する同社現在の重役二名を同盟の重役に選任すること

但、その内一名は同盟専任の常務理事とし、他の一名は依然電通重役の地位に留まり之を本務とし、ただ同盟との連絡をはか
るため同盟の役員会に列し重要事項の協議に参与するものとす

八、同盟の推挙する者二名を電通の取締役に選任し内一名は電通専任の常務取締役として必要の權限を附与され業務執行の任に
當り、他の一名は平取締役として電通の重役会に列し且つ重要事項の協議に与かるものとす——以上

この裁定案に対し「同盟」は同三月二十五日承諾の旨を回答し、「電通」もすでに政府の裁定に
接した以上、この上抗争を続けることは政府を相手取ることになり、「電通」はもちろんこれを支
持する新聞社もはなはだしく不利な立場に陥るおそれがあるとして、同じく三月二十八日、頼母木
透相のもとに裁定案承諾書を提出した。

かくて昭和十一年四月三十日、両社は政府裁定案にもとづく次の契約書に調印し、五月十五日事業の引継ぎを行い、社団法人・同盟通信社は六月一日をもってわが国最初の单一強力な国家代表通信社となつた。

契 約 書

社団法人同盟通信社（以下同盟と称す）と株式会社日本電報通信社（以下電通と称す）は昭和十一年三月二十日頼母木通信大臣より提示されたる両社間の事業合同に關する別紙政府裁定案（以下裁定案と称す）に対し両社共に國家的見地より之を承諾し自今同盟及電通は姉妹機関として夫々通信事業及廣告代理業を經營することとなるに付以下の各条項を約諾す

第一条 通信事業と廣告代理業とは唇齒輔車の關係に在るに鑑み同盟及電通は飽まで共存共榮の精神に即し相互の事業に対し極力援助支持を為すべく且つ之が為め本社及支社局を通し互に連絡機関を設くるものとす

第二条 同盟及電通は通信の供給及廣告の取扱に關し各新聞社に対し厳正公平なる処置を執るべきものとす

第三条 同盟及電通の社員の引継採用に付いては裁定案第二項及第六項の示す所に拠るべきは勿論、その任免は絶対公平を旨とし社員の地位待遇等に付き新旧に依り差別を為し又は苟くも偏頗の処置を執るべからざるものとす、尚裁定案第二項に關しては此の際成るべく失職者を出さざる様処置するものとす

第四条 裁定案第一項の金壱百八拾万円也は事業引継に必要な関係書類の交付完了後遅滞なく同盟より電通に之を支払うものとす

第五条 裁定案第五項の金貳拾五万円也は裁定案第四項に依る電通の増資新株式第一回払込完了後且つ事務引継に必要な関係書類の交付完了後遅滞なく電通より同盟に之を支払うものとす

第六条 裁定案第一項及第五項に定むる同盟、電通の各事業引継の完了期限は昭和十一年五月十五日と定む

前項の為め同盟及電通は各自引継を為すべき事業經營の為めに於ける電信電話及得意その他の業務關係等に關し行政官庁、新聞社その他の關係第三者に對して當然必要とする名義變更その他の引継手続は速かに着手し前項の期限前に之を完了せしむるものとす、尚これら關係者の承諾等の行為を必要とする場合は引継を為す当事者各自その責任に於て之が解決を為すべきものとす

前項の場合に於て同盟、電通相互の協力を要する場合は何時にも充分に協力をすべきことを約す

第七条 本契約成立後と雖も事業引継手續完了に至るまでは同盟、電通何れも善良なる管理者の注意を以て事業經營を為すべきものとし、その間発生したる事実に基く事故及損害は各々事業引継前の当事者その責に任ざるものとす

第八条 同盟及電通は其の債権確保につき事業引継完了後と雖も相互協力援助を為すべきものとす

第九条 裁定案第三項に依り同盟の買収すべき物件の種類、数量、評価は事業引継完了前両社協議の上之を決定す

第十条 将來同盟の社員たる新聞社又は海外の通信社及新聞社にして同盟に對して入社金社費其の他の債務を負担するものある場合に當該社員たる新聞社又は海外の通信社及新聞社が電通に對して新聞廣告掲載料の債権を有し之を以て同盟に對する債務の代位弁済を為さんとする場合は電通は右新聞廣告掲載料の範囲内に於て之が決済を為すものとす

同盟の社員たる新聞社にして電通と新聞廣告掲載の取引ある場合に同盟が電通に對して當該社員たる新聞社の電通に對する新聞廣告掲載料債権の範囲内に於て當該社員たる新聞社の入社金社費其の他の債務の連帶保証を求むる場合には電通は之に応諾すべきものとす

第十一條 裁定案第七項及第八項に依る同盟理事及電通取締役の選任は最近の同盟理事会及電通定時株主総会に於て夫々之を行ふものとす

第十二条 同盟、電通何れか本契約の条項に違反したる場合は各自損害賠償の責に任ずるものとす

第十三条 裁定案の実施及本契約の履行に必要なる細目は両社協議の上別に之を定むるものとす
本契約書式通を作成し各自専通を保有するものとす

昭和十一年四月三十日

東京市京橋区銀座西八丁目九番地

社団法人同盟通信社

専務理事 岩永裕吉

東京市京橋区銀座西七丁目一番地

株式会社日本電報通信社

取締役社長 光永星郎

犠牲的統合とその意義 右の合同の結果、「同盟」は「電通」に対し通信部の代償として百八十万円を支払つたが、「電通」から引継いだ通信部の收支概況は、収入月額十二万一千円、支出十六万円、差引月額三万九千円、年額にして四十六万八千円の赤字であった。これに「電通」から引継いだ通信部社員五百四十九名（月俸総額三万五千四百円）に対する賞与金十万六千円（三ヶ月分）を加算すると赤字年額は実に五十七万四千円に上つたのである。

「同盟」はこの事業合同のため日本放送協会より約四百万円の借入れを行い、二十カ年にわたり毎年元利均等償還金約三十万円を支払う義務を負つた。「同盟」がこのような多大の犠牲を払つても

なおあえて通信を「同盟」へ、広告を「電通」へとそれぞれ統合したのは、すでに指摘したように
（一）全国新聞社の組合組織による国家代表通信社をつくって、国内外に収集配布されるニュース
の正確公平を図り、それによって内にあっては健全な世論を起し、外に対しても国際間の了解を
増進すること

（二）当時年をおうて激化しつつあった中央紙と地方紙の間の営業競争、ニュース放送をめぐる放送
協会と新聞社の対立、ニュース報道をめぐる陸軍と外務省との確執などを解消すること

（三）わが国新聞界積年の情弊であった通信料広告料相殺制度を打破して、新聞広告取次事業の合理
化と将来の健全な発達を図ること
などにあつたのである。

（注）

1 岩永裕吉 第四章「国際通信社」一四一ページ参照

2 古野伊之助 同、九七七ページ参照

3 光永星郎 第六章「日本電報通信社」一七七ページ参照

4 田中都吉 明治十年（一八七七年）生れ。東京高商専攻科卒、外務次官、ジャパン・タイムズ社長、駐ソ大使を最後に昭和八年五月中外商業新報社長となり、十一年一月同盟通信社理事会長を兼任、十六年五月、日本新聞連盟会長兼任、十七年二月、日本新聞会会长に任命され、「中外」社長および「同盟」理事会長を辞職、二十年三月日本新聞会廢止により解任となる。昭和十七年より二十一年まで貴族院議員、その後「電通」の取締役となり、今日に至る。

5 島山敏行 明治十五年（一八八二年）生れ。東京帝大法科卒、通信省に入り電務局長、台灣電力常務取締役を経て、昭和十一年十二月「同盟」に入り、常務理事兼総務局長、連絡局長、総務局および經濟局主査、常務理事などを歴任、二十年十月「同盟」解散とともに退社、弁護士を開業、三十一年七月死去。

6 上田碩三 第六章「日本電報通信社」二四九ページ参照

同盟通信社の機構とその発展

初代社長に岩永裕吉を選任 同盟通信社は、昭和十一年（一九三六年）一月一日の業務開始に当たり、専務理事に前新聞聯合社の専務理事・岩永裕吉を、常務理事に前新聞聯合社総支配人・古野伊之助と通信省の推薦による元電務局長・島山敏行とを迎えたが、三月には前札幌放送局長・古賀伝吉が日本放送協会から入って常務監事に就任した。

同年六月一日、「電通」通信部の合併につれて、「電通」の前取締役通信部長・上田碩三が常務理事として加わり、また「電通」の常務取締役営業部長・光永真三⁽¹⁾が現職のまま「同盟」の理事を兼ねることになった。それと交換的に、「同盟」からは不破瑳磨太が広告部員四十余名とともに「電通」に合流し、六月下旬の「電通」株主総会で不破は常務取締役に、古野が現職のまま「電通」取締役に選任された。

「同盟」の陣容は、かくして確立され、残る問題は社長の選考だけとなつた。「同盟」は日本の國家代表通信社であるうえ、設立に際しては新聞界だけでなく、官界・政界の大問題にもなつたため、その設立後、誰が社長になるかは各方面からの注目の的となつてゐた。元駐ソ大使・田中都吉は新聞界に入る前から「同盟」の設立に関与し、その後中外商業新報社長となるとともに同社を代表して「同盟」の理事になり、理事会長に推され、理事会長の職責をもつて社長代理となつたが、「中外」社長として「同盟」の業務に専念することを許されず、六月に至り社長代理をやめた。

そこで、急速に、社長の選考を行う必要が生じたが、元来これに関しては新通信社創立計画が外務省の努力ではじめられた関係上、外務省は新通信社の初代社長を外交畠から出したい意向を持っていた。ところが、その後日本放送協会を包容することになつた関係から逓信省側が乗り出し、床次、望月、頼母木と三代にわたる大臣が「電通」合流斡旋に主役を演じた結果、外務省からは社長を推薦しにくい事情となつた。

こういう事情もあつて、昭和十年（一九三五年）十一月、駐仏大使・永井松三氏の帰朝命令が出たのは広田外相の意向により新通信社の社長に就任するためだと伝えられると、官僚勢力が新しい通信社の主潮を占めることに主義として反対であつた組合新聞社側の猛烈な反撃に会つたばかりでなく、逓信省系も陰に陽に強くこの動きに反対した。一方、新聞社側としては、この通信社はあくまで新聞社と放送協会の組合組織による報道機関であるとの建前をとり、官辺の息のかからない人物

をみずから選ぼうとした。そこで選考に当った「中外商業」の田中都吉、「東京朝日」の緒方竹虎、「大阪毎日」の高石真五郎らは極密顧問官・金子堅太郎伯に白羽の矢を立て、しきりにその出馬を懇請したが、伯は老齢激職に耐えずとしてこれに応じなかつた。引き前満鉄總裁で政友会の領袖だった山本条太郎などにも交渉したが、いずれも不調に終り、社長問題はようやく行詰り状態に立ち至つた。

こうした経緯があつたのち、九月二日の理事会は、外部からの社長選定を断念し、むしろ社務に最も精通した実務家の方が適当であるとの見地から、専務理事・岩永裕吉を満場一致で初代社長に決定した。それに伴い外務省から元メキシコ駐在公使・堀義貴⁽²⁾が常務理事として加わつた。かくして「電通」通信部合体後の「同盟」の首脳部は

社長	岩永裕吉
常務理事	畠山敏行
同 同	上田碩三
外報局長	堀義貴
同 同	古野伊之助
経済局長・大阪支社長	

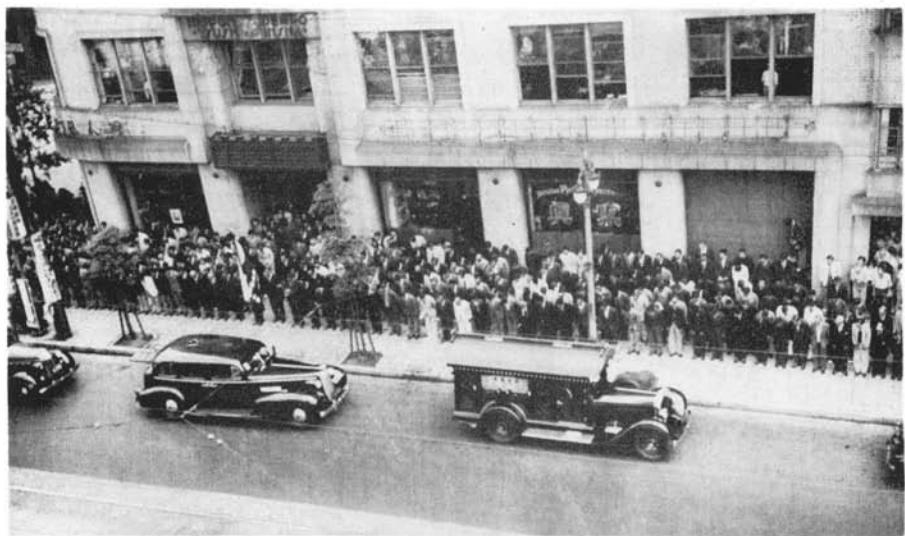
の現役陣で発足することになつたのである（その後、昭和十八年三月、職員の中から松本重治⁽³⁾、鷹嘴寿⁽⁴⁾が選ばれて常務理事となつた）。

岩永の逝去と古野の社長就任 こうした間にも、内外の情勢は急速に緊迫の度を加えていった。

昭和十一年十一月には日独防共協定が結ばれ、ついで広田弘毅内閣の瓦解、軍の反対による宇垣一成大将の組閣失敗、「祭政一致」の林銳十郎（大將）内閣の後をうけ、昭和十二年六月には、軍部と政党との関係を調整しらる最後の切札とみられた貴族院議長・近衛文麿が組閣した。ところが一ヶ月後の七月七日には芦溝橋事件⁽⁵⁾が起り、日華事変（実際は宣戰の布告なき大戦争）に発展したのである。

近衛は事変不拡大、局地解決の方針で努力し、彼と親しかった岩永もこれをたすけて東奔西走した。しかし、事変はするすると拡大していくて翌十三年一月には「蔣介石を相手にせず」との対華基本国策が決定され、早期解決の道は閉ざされてしまった。それとともに、軍部内にあっても対ソ戦略上事変の拡大を阻止しようとするものと、そうでないものとの意見の対立が激しくなつてきた。近衛は抑えの利かない杉山元陸相の更迭を決意し、その後任として軍部内に信望があり、かつ不拡大派とみられた板垣征四郎中将の起用を企図した。そして、特に委嘱されてその使者となり危険を冒して山東省の最前線に板垣を訪ね、彼の引出しに成功したのは古野伊之助であつた。⁽⁶⁾

しかし、板垣の声望をもつてしても、陸軍部内の積極論を抑えることはできなかつた。近衛はついに内閣を投げ出し、昭和十四年一月には枢密院議長・平沼騏一郎男が組閣したが、これも間もなく退陣し、八月には阿部信行（大將）内閣がそれに代つた。



岩永社長の靈柩車を送る同盟社員
本社(現電通社屋)前にて
(昭和十四年九月七日社葬の日)



最前線に板垣中将を訪う古野社長
中央左 板垣征四郎師団長(のち陸相、陸軍大將) 中央右 古野同盟社長

行に協力するとともに、他方においては「同盟」の通信網、とくに中国通信網の拡大に積極的に乗り出し、前線報道班、大陸無線網、対外放送などの拡充、飛行機の購入、映画部の新設などを相つて断行した。「同盟」がこの期間にいかに飛躍的発展をとげたかは、「同盟」の予算が創立当時の約三百四十万円から昭和十四年には約八百四十万円に激増したことからも、うかがわれよう。

しかし、岩永は積年の持病であつた狭心症と激務による疲労のため、昭和十四年（一九三九年）九月一日——ドイツ軍がポーランドに進撃を開始し、第二次世界大戦の幕が切って落されようとした日——の早朝、激しい発作を起して軽井沢の別邸でたおれ、あわただしく五十六年の生涯を閉じた。

後任については、一部で策動も行われたが、一週間後に開かれた緊急理事会は満場一致で、岩永をたすけて「同盟」をつくり上げた古野伊之助を第二代社長に選んだ。古野はその後、戦時報道に不滅の金字塔をうちたてた「同盟」の主宰者として活躍し、昭和二十年（一九四五年）十一月、「同盟」の解散に至るまで社長の重職にあつた。

加盟の社員新聞社と放送協会

同盟通信社の加盟社は、「電通」通信部合流後の昭和十一年十月

末現在で、新聞社一八九社、放送協会二、計一九一社を数え、そのうち理事社二七社、監事社一社であつた。理事長には中外商業新報社の田中都吉が引続き就任した。昭和十七年二月、彼が日本新聞会の会長に就任のため辞職したのちには、大阪毎日新聞社の会長高石真五郎がこれに代つた。

同盟通信社加盟の新聞社・放送協会名（一九一社）（昭和十一年十月二十一日現在）

（○印は理事社、△印は監事社、カッコ内理事、監事名）

東京（二十二社）

○報知新聞社（三木七郎）○東京日日新聞社（岡崎鴻吉）○東京朝日新聞社（美土路昌一）○中外商業新報社（田中都吉）○読売新聞社（柴田勝衛）○國民新聞社（田中齊）○時事新報社（松岡正男）△都新聞社（福田英助）中央新聞社、東京毎夕新聞社、東京夕刊新報社、東京大勢新聞社、帝國新報社、評論新聞社、帝都日日新聞社、やまと新聞社、二六新報社、万朝報社、東京毎日新聞社、ジャパン・タイムズ社、ジャパン・アドバタイザ社、帝國今夕新聞社

大阪（二十四社）

○大阪毎日新聞社（高石真五郎）○大阪朝日新聞社（高原操）大阪時事新報社、英文大阪毎日、大阪經濟新聞社、夕刊大阪新聞社、大阪日日新聞社、大阪中外商業新報社、関西日報社、大阪毎夕新聞社、関西中央新聞社、大阪朝報社、日刊工業新聞社、昭和日日新聞社、大阪今日新聞社、毎朝新報社、日本織物新聞社、大阪商業新報社、大阪市民新聞社、大阪商要新報社、東成日報社、大阪市民日報社、泉州日報社（堺市）

関東（六社）

横浜貿易新報社（横浜市）いはらき新聞社（水戸市）下野新聞社（宇都宮市）上毛新聞社（前橋市）上州新報社（前橋市）桐生経済新聞社（桐生市）

奥羽（十七社）

○東奥日報社（青森市・山田金次郎）青森日報社（青森市）青森報知新聞社（青森市）弘前新聞社（弘前市）八戸毎日新聞社

(八戸町) 岩手日報社 (盛岡市) 秋田魁新報社 (秋田市) 山形自由新聞社 (山形市) 日刊山形新聞社 (山形市) 鶴岡日報社 (鶴岡市) 莊内新報社 (鶴岡市) 石巻日日新聞社 (石巻町) ○河北新報社 (仙台市・一力次郎) 仙台日日新聞社 (仙台市) 東華新聞社 (仙台市) 福島民報社 (福島市) 福島民友新聞社 (福島市)

中部 (三十一社)

新潟毎日新聞社 (新潟市) 新潟新聞社 (新潟市) 新潟毎夕新聞社 (新潟市) 北越新報社 (長岡市) 越佐新報社 (長岡市) 高田新聞社 (高田市) 新発田新聞社 (新発田市) 富山日報社 (富山市) 富山タイムス社 (富山市) 北陸タイムス社 (富山市) 北陸日日新聞社 (富山市) 高岡新聞社 (高岡市) ○北国新聞社 (金沢市・林政武) 北陸毎日新聞社 (金沢市) 金沢新報社 (金沢市) 北國夕刊新聞社 (金沢市) 福井新聞社 (福井市) ○信濃毎日新聞社 (長野市・小坂武雄) 長野新聞社 (長野市) 南信日日新聞社 (上諏訪町) 中信毎日新聞社 (岩村田町) 岐阜日日新聞社 (岐阜市) 岐阜新聞社 (岐阜市) 山梨日日新聞社 (甲府市) 山梨毎日新聞社 (甲府市) 静岡新報社 (静岡市) 静岡民友新聞社 (静岡市) ○新愛知新聞社 (名古屋市・大島宇吉) ○名古屋新聞社 (名古屋市・森一兵) 名古屋毎日新聞社 (名古屋市) 愛知新聞社 (名古屋市)

近畿 (十社)

伊勢新聞社 (津市) 三重県民新聞社 (津市) 近江新報社 (大津市) ○京都日日新聞社 (京都市・山根文雄) 日の出新聞社 (京都市) ○神戸新聞社 (神戸市・利田恒彦) 神戸又新日報社 (神戸市) 神戸日日新聞社 (神戸市) シャパン・クロニクル社 (神戸市) 中国日日新聞社 (姫路市)

中國 (十五社)

因伯時報社 (鳥取市) 鳥取新報社 (鳥取市) 山陰日日新聞社 (米子市) 松陽新報社 (松江市) 山陰新聞社 (松江市) ○山陽新報社 (岡山市・杉山栄) 中国民報社 (岡山市) 岡山新聞社 (岡山市) ○中国新聞社 (広島市・山本実一) 芸備日日新聞社 (広島市)

與日日新聞社（與市）閏門日日新聞社（下閏市）閏門毎夕新聞社（下閏市）防長新聞社（山口市）宇部時報社（宇部市）

四 國（十一社）

德島日日新聞社（德島市）德島毎日新聞社（德島市）四國民報社（高松市）香川新報社（高松市）愛媛新報社（松山市）伊予新報社（松山市）海南新聞社（松山市）南予時事新聞社（宇和島市）○高知新聞社（高知市・野中楠吉）土陽新聞社（高知市）高知日日新聞社（高知市）

九州（二十社）

○福岡日日新聞社（福岡市・阿部暢太郎）○九州日報社（福岡市・森田久）九州新報社（八幡市）くろだいや新聞社（大牟田市）長崎日日新聞社（長崎市）崎陽日報社（長崎市）長崎民友新聞社（長崎市）軍港新聞社（佐世保市）○九州日日新聞社（熊本市・伊豆富人）九州新聞社（熊本市）大分日日新聞社（大分市）大分新聞社（大分市）豊州新報社（大分市）宮崎新聞社（宮崎市）鹿兒島新聞社（鹿兒島市）鹿兒島朝日新聞社（鹿兒島市）沖繩日報社（那霸市）沖繩朝日新聞社（那霸市）沖繩毎日新聞社（那霸市）琉球新報社（那霸市）

北海道・樺太（十社）

旭川新聞社（旭川市）○北海タイムス社（札幌市・柏岡清勝）室蘭毎日新聞社（室蘭市）函館新聞社（函館市）函館日日新聞社（函館市）函館毎日新聞社（函館市）○小樽新聞社（小樽市・矢上以久三郎）十勝毎日新聞社（帯広市）釧路新聞社（釧路市）樺太日日新聞社（豊原市）

台灣（五社）

○台灣日日新報社（台北市・河村徹）台灣新民報社（台北市）台灣新報社（台中市）台南新報社（臺南市）東台灣新聞社（花蓮港街）

朝鮮（十八社）

京城日報社（京城府）朝鮮新聞社（京城府）朝鮮日報社（京城府）朝鮮日日新聞社（京城府）東亞日報社（京城府）朝鮮中央日報社（京城府）朝鮮毎日新聞社（仁川府）鴨江日報社（新義州府）平壤毎日新聞社（平壤府）西鮮日報社（鎮南浦府）元山毎日新聞社（元山府）光州日報社（光州府）朝鮮民報社（大邱府）大邱日報社（大邱府）木浦新報社（木浦府）中鮮日報社（大田府）釜山日報社（釜山府）朝鮮時報社（釜山府）

放送協会（二社）

○日本放送協会（東京市・小森七郎、荻野元太郎、清水順治、中山竜次、築田鉄次郎）朝鮮放送協会（京城府）

電通合体直後の機構

「電通」通信部合併後の「同盟」は、本社を銀座西八丁目の旧聯合ビルから銀座西七丁目の電通ビルに移して活動を続けた。その直後、すなわち昭和十一年十月末現在の社員数は約一千百名、社員外の雇員その他の職員六百五十名、計一千七百五十名、うち約三分の一の約五百五十名が本社に勤務していた。本社の機構は五局二十四部で、大阪、名古屋、関門（門司）、上海に支社をおき、内外の主要地点四十七カ所に支局を設けた。本社各局の名称と任務はつぎのとおりであった。

一、総務局＝庶務、経理など社の一般的な事務をはじめ对外折衝、出版などの事務をつかさどる。
一、編集局＝国内ニュースの収集、編集に当る各部、すなわち政治、経済、社会、運動、演芸の五部と、満州国、中国各地からのニュースを担当する東亜と、欧米その他海外各地からのニュース

を担当する外信の二部を中心におき、日々のニュースを地方新聞社のために再編集する地方部をもって中央と地方とを結び、さらに特別通信の編集に当る特信部、内外通信の基礎的調査に任ずる調査部、写真通信の収集配布に当る写真部をもって報道の完全を期した。

一、外報局＝第一に国内ニュースの対外報道に任ずるもので、海外に対する放送ニュースの編集はもとより、締盟外国通信社の東京駐在員との連絡に当った。そして、この目的にもとづく英文通信の編集なども行つた。

一、経済局＝海外および国内の市況、相場およびこれに関連する情報の収集、編集、報道、配布に当るもので、『国際経済週報』の編集もこの局の任務とした。

一、連絡局＝ニュースの送受に関連する一切の事務をつかさどるもので、国内における電話または電信によるニュースの送受信、通信の印刷および配達などはいずれもこの局の任務とされた。

同盟通信社の新陣容

(昭和十一年十月二十一日現在、社員名簿による) (数字は社員、嘱託数)

理事長	田中都吉(中外商業)	常務理事	上田碩三
常務理事	島山敏行	理事	堀義貴
古野伊之助		光永真三	
同		古賀伝吉	
常務監事			

經濟部長	同	同	同	同	同	同	政治部長	編集局參事	出版部長	業務部長	會計部主任	人事主任	庶務部長	總務局長(1)
(20)							(30)		(9)	(11)	(2)		(13)	(8)
														常務理事
安	西	福	大	栗	淺	諸	及	河	上	山	折	上	石	大川
武	村	田	平	林	野	富	川	崎	田	本	橋	村	齋藤	幸之助
誠	二		安	農		一	六	及	宗	本	慶	藤	直吉	畠山
一	郎		孝	夫	豊	三	三	河	兵	兵	治	吉	式	敏行
			孝	夫	郎	四	四	崎	衛	衛		城		

寫真次長	調查部長	演藝部長	運動部長	特信部長	東亞次長	外信部長	地方部長	社會部長	同次長
(兼)	(4)	(11)	(12)	(9)	(5)	(8)	(14)	(37)	
(32)									

不動健治	上田方義	松田良三	松村慶三	秋山良常	宮代正次	藤井昌次	松畑正次	神子常	皆藤	高木	近藤	田村	岡本	大倉田

連絡局長(兼)	(3)	外報局長(2)	同	外報局參事	同	外報局長(2)	常務理事	堀義	青木元一郎
次長		次長		次長		次長	(10) (兼)	相良	
次長		次長		次長		次長	(11)	相良	
次長		次長		同		同		左	貴
常務理事		外經部長(15)		經濟局長(2)	常務理事	三輪武	久	左	
鷹嘴	島山敏尚	植松多尚	波藤勝	商況部長(16)	小松永泰	古野伊太	吉	右	
行寿	行男	尚尚	操司	外經部長(16)	利次郎	信太郎	金助	吉	

連絡局參事(大阪駐在)	高橋	鷹嘴	古野清一郎
連絡部長(兼)(46)	高橋	鷹嘴	古野清一郎
企画部長(兼)(2)	吉田	吉田	吉田
發送部長(5)	本山	本山	本山
同	正三	正三	正三
大坂支社長(兼)(1)常務理事	松治	松治	松治
總務部長(11)	壽	壽	壽
編集部長(3)	稻本國雄	稻本國雄	稻本國雄
業務部長(3)	稻本國雄	稻本國雄	稻本國雄
總務部長(11)	稻本國雄	稻本國雄	稻本國雄
稻演芸部長(3)	稻本國雄	稻本國雄	稻本國雄

商況主任	連絡部長	商況主任
電信主任兼企画主任	(70)	次長
タイプ主任		
写真部次長(9)		
発送部主任(3)		
名古屋支社長(46)		
支社次長		
経済部長		
社会部長		
連絡部長		
商況主任		
上海支社長(33)		
閑門(門司)支社長(26)		
副支社長兼通信部長		
総務部長兼華文部長		

奥下	松	船	中	田	荒	成	小	福	吉	小	鈴	杉	松	柴
宮条	本木	木井	中井	中	井宗	田	林猪	川	川林	小林	江村	伊	佐	藤田
正雄	重重	尚尚	眞眞	次	次	周	四郎	輝	義	徳		三郎	茂夫	機
澄三	三治	治光	光明	清郎	郎	周	三郎	寶	章	茂		一郎	吉	一

横浜	支局長	松本支局長	岡谷支局長	甲府支局長	長野支局長	富山支局長	新潟支局長	前橋支局主任	足利支局主任	仙台支局長	青森支局長	函館支局長	写真部次長	連絡部長	經濟部長
(21)	(2)	(3)	(2)	(6)	(3)	(5)	(1)	(1)	(1)	(6)	(10)	(6)	(5)	(2)	(2)

長澤	宗澤	宗澤	荒井	瀬川	樋口	落羽	高川	古川	杉田	平島	蒲田	土居	荒川	松田	堀田
千代	寿造	寿夫	万寿	万勝	伊和	治郎	千代	敏貞	才治	隆市	一基	志雄	川尾	瑞邦	貞雄
造	夫	夫	夫	三郎	和男	二郎	市	貞一	治市	一基	穆雄	氣雄	雄信	典一	

浜松支局主任(5)
豊橋支局主任(1)
福井支局长(8)
京都支局长(23)
金沢支局长(5)
神戸支局长(42)
姫路支局长(1)
岡山支局长(18)
高松支局长(5)
徳島支局长(1)
高知支局长(3)
広島支局长(15)
松山支局长(3)
下関支局长(12)
福岡支社長(33)
大分支局长(4)
佐賀支局长(2)

松野喜作
久原育男
青木榮次郎
桜鉄三郎
岡崎幸次郎
木村三郎
杉山善之助
石井広友
横田喜久二
田繁治
山清治
周清治
藤清治
田別治
結東武二郎
田秀文
田文衛
宮通
中松兵衛
脇通

長崎支局長(10)
熊本支局長(7)
鹿児島支局長(5)
台北支局長(7)
釜山支局長(6)
京城支局長(15)
新嘉坡支局長(4)
哈爾濱支局長(2)
奉天(瀋陽)支局長(1)
大連支局長(1)
南京支局長(4)
漢口(武漢)支局長(5)
北平(北京)支局長(5)
天津支局長(7)
通信部長
青島支局长(6)
濟南支局长(5)
廣東(廣州)支局長(5)

河邑光林
三増正穂
益崎綱幸
磯部弥太郎
吉岡龜之輔
小野敏夫
山路昌臣
相忍介
坂田昌臣
芦田忍介
海路昌臣
本忍介
原敏治
田英祥
横田昌臣
山實祥
内令三郎
伴芳雄
猪股雄
山村雄
戸内雄
中村塚
農夫易
青濟夫
易光
濟南夫

ロンドン支局長（2）

福岡誠一

モスクワ支局長（1）

萩野伊八

パリ支局長（1）

井上勇

ワシントン支局長（1）

加藤万寿男

ベルリン支局長（2）

安達鶴太郎

ニューヨーク支局長（2）

萩原忠三

〔通信員〕サンフランシスコ＝海老名一雄（北米朝日）、ロスアンゼルス＝山口清次、バンクーバー＝鈴木重三（カナダ・ディリ・ニュース）、ホノルル＝浅海庄一（日布時事）、リオデジャネイロ＝椎野豊、ブエノスアイレス＝岡部壯一、マニラ＝大谷純一（商工新報）、ダバオ＝星篤比古、シドニー＝大島国辰、バンコック＝植松秀雄、シンガポール＝手塚貞吉（南洋日日新聞）、バタビア＝斎藤正雄（爪哇日報）、満洲里＝島崎辰美、海拉爾＝（兼）島崎辰美、齊々哈爾＝豊村紘、童井村＝飯塚政之（間島新報）、安東＝矢沢健彦、山海關＝大川真一（山海關日報）、朝陽＝永江亮二、芝罘＝高見義男、福州＝真田為一、香港＝井手元一（香港日報）

最初の同盟機構改革

「同盟」は、新陣容の確立とともに、急速に事業を拡大していった。昭和十

二年三月には時事新報社の『時事年鑑』発行業務を継承し、六月には商業通信社その他、群小の経済通信社を買収統合して資本金二十万円の株式会社・日本商業通信社⁽⁷⁾として創立した。

また四月には伊藤正徳⁽⁸⁾の「無線時事」を二十余万円をもって買収し、船舶に対するニュース放送事業を継承するとともに、伊藤を参与として迎えた。こえて、十三年八月には、「國際」時代から大阪にあった外国経済通信の本拠を本社に移した。

一方、日華事変勃発の半年後、北京に北支総局を、上海に中南支総局を設け、また映画部、航空

部を設立した。「同盟」の規模と活動領域は時局の発展とともに急速に拡大されていった。そして最初の機構改革が、昭和十四年十月、岩永のあとをついだ古野新社長によつて行われた。その骨子は、従来常務理事が兼任していた局長に社員松本重治、鷹嘴寿、塚本義隆を任命し、常務理事は局の主査に就任したこと、従来の総務、事業、内信、外信、連絡、経済の六局を総務、編集、通信、経済の四局に統合したことである。新職制による分担はつぎのとおり発令された。

編集局(4)	次局	主査常務理事長	総務局(17)	主査常務理事長(兼)	畠山敏行
				樺山丑二	
				結東武二郎	
				石部幸式	
				波多尚	
				折橋慶治	
				参事	
				庶務部長(17)	
				業務部長(3)	
				出版部長(25)	
				航空部長(兼)(6)	
				大川幸之助	
				折橋慶治	
				大山本宗兵衛	
				鷹嘴寿	
				大川幸之助	
岡村	上田	松本重治	一	不動健治	

内 参 参	經 發 放 地 參	通 調 東 演 社 政 參
經 部	濟 送 運 方 部	信 查 亞 部 部 部 部
部 長	事 局 長 長 長 長	局 長 長 長 長 長
(3)	(5) (11) (兼) (65) (20)	(5) (17) (12) (11) (40) (39)

小 秋 岡	山 田 山 相	內 橫 松 栗 福 浅
松 崎 山	本 村 口 良 次	海 村 林 田 野
利 幸 次	主 政 源 次	朝 次 良 農
一 操 郎	查 常 治 左	常 郎 実 三 夫 一 豊
務 常 務 理	理	務 理
長 事 (兼)	長 事	長 事
商 外 參	技 英 滿 整	寫 特 外 運 經 參
況 經 部	術 文 部 理	真 信 部 動 部
長 事 塚 堀	部 部 部	部 部 部
(23) (25)	長 長 長	長 長 長
本	(33) (兼) (4)	(54) (6) (23)
義 義	(38)	(16) (23)
永 稲 川	吉 相 高 潮 治 寿 貴	牛 佐 岩 秋 倉 諸
松 本 島	田 良 木 海 秀	腸 藤 喜 本 山 田 富
泰 泰 国	松 一 之 助	五 一 郎 郎 清 幸 一 郎
次 郎 雄 郎	治 左 実 助	

当時の北支総局長は神子島梧郎、中南支総局長は松方義三郎、支社長は大阪・塚本義隆のほか名古屋・吉川義章、福岡・麻生林策、関門・船木重光、新京・藤川佐吉、また翌十五年六月には、大阪支社長に福岡誠一が任命され、塚本は経済局長専任となつた。八月には中南支総局から南支総局が独立し、横田実が総局長として赴任し、京城は支社に昇格され、浅野豊が支社長に任命された。

新体制下の言論報道界

事変が長期化するとともに、昭和十五年（一九四〇年）春ごろから近衛文

磨公をかつぐ新党組織の運動が表面化し、七月には第二次近衛内閣が松岡洋右を外相に、東条英機を陸相にして組織され、「八紘一宇」の精神にもとづく「大東亜新秩序」の建設と国防国家体制の完成に関する方針が決定された。また大本営・政府連絡会議では武力南進政策と独伊との提携方針が決定された。そして十月には大政翼賛会がつくられ、十一月には大日本産業報国会が結成された。こうして、労働組合も、政党も次第に解消され、國家総動員体制へ突入していった。新聞報道界も、そうした動きの外にあることはできなかつた。統制は、この分野においても、ますます強められていつたが、それは準戦時、戦時体制の下では避けられないところであつた。すでに満州国通信社の創立が統制の第一歩だったのである。その後、統制はつぎの面から次第に強化されていった。

一、政府の情報機関の整備拡張

二、用紙その他資材の不足による配給統制

三、ニュース映画、新聞の自主的統制

四、法的統制機関の設立——新聞雑誌の統合

五、外地における無線、報道の統制

第一の点についていえば、「同盟」が創立されてから間もなく——昭和十一年七月——内閣情報委員会が設けられ、日華事変が起ると、これは内閣情報部に拡大強化された。ついで、日華事変が長期化の様相を示し、蒋介石援助を続けるアメリカ、イギリスを相手とする大戦前夜の緊迫した空氣とともに、第二次近衛内閣は昭和十五年十二月、情報局をつくった。これは外務、陸・海軍、内務各省の情報、検閲機関を吸収統合したもので、総裁官房をのぞき五部十五課、六百余の人員を擁する大きな機構となつた。十六年には、言論統制に関する一連の立法が成立した。

一方において、新聞用紙の供給は次第に減少し、価格は上昇していくので、この方面からも制限が加わってきた。政府は用紙統制を通じて新聞、雑誌の一元的統制を強く要求してきた。こうした情勢をみて、「同盟」の古野社長が、「結局、免れえない統制であるならば、新聞界が国家の要求と調和しつつ自主的統制を行つた方がましではないか」と新聞界に呼びかけたのはこのころであつた。そして、その結果昭和十六年五月に「新聞連盟」が結成され、のち日本新聞会に発展していつた（詳細は後述する）。

ニュース映画界は、これより先、すでに統合を完成していた。すなわち「同盟」、「朝日」、「毎日」、「読売」の映画事業は、政府の方針にしたがって、昭和十五年五月、打って一丸となり、社団法人・日本ニュース映画社となつた。翌十六年五月には社団法人・日本映画社となつたが、「日映」はその後太平洋戦争中、つねに「同盟」と密接不離の活動関係を保つた。

同盟の社内新体制 第二次近衛内閣によつて、「新体制」が唱えられ、大政翼賛会が創立されると同時に、「同盟」はこれに呼応して、昭和十五年十月一日付をもつて職制改革を実行し、「社内新体制」を確立した。古野社長は全国支社局長会議を招集し、「報道報國、正確迅速、大同結盟」の三原則を説いたが、新職制の改革点はつぎのようなものであつた。

一、編集局は本社における取材、整理に当り、通信局は対地方、対外発信に当らせる所とし、陸、海外、発送、技術、航空の各部は通信局に所属することになった。

一、新たに調査局を設け、情報、調査、特信、出版の各部がこれに所属することになったこと。調査局長には松本重治（兼任）、次長兼情報部長には加藤万寿男が任命された。

一、経済局では從来の内経、商況を統合して内経部とし、新たに亞經、商通両部が加わり、外経部とともに四部になつたこと。亞經部ができたことは新たに「東亜經濟通信」が発行されることになつたためであり、商通部ができたのは、「同盟」の姉妹機関たる日本商業通信社の通信面の事業を「同盟」で引受けることになつた結果つくられたものである。

大政翼賛会の組織に統いて各方面で「新体制」が叫ばれるようになり、「経済の新体制」、「新聞

の「新体制」、労使一体、産業報国をスローガンとする大日本産業報国会なども議に上るようになつた。「同盟」では昭和十六年六月に「職員会」および「青年団」を結成し、七月には大政翼賛会の企画局長だった小畠忠良を参与として迎え、こうした運動を指導させた。

本社に各種研究会を設置 内外情勢がいよいよ急迫し、太平洋戦争がまさに勃発しようとする昭和十六年十二月五日、古野社長はまたまた職制の改革を断行すると同時に、「社員相互の研究ならびに啓発を目的として」本社内に政治、経済、文化、東亞、欧米の五研究会を設けた。職制改革の要点はつぎのとおりであった。

一、整理部に査閲部を合体した。

二、政經、社会、体育の三部を合体し、さらに地方、大陸、内經三部の取材担当者を吸収して内信部をつくった。

三、特信部を調査局より編集局に移した。

四、通信局の英文部を海外部に、技術部を電務部に改めた。

五、経済局に速報部を設けた。

総務局(78)

局

長

畠山敏行

(応召 69 休職 12)

局

次

長

石部幸式

参考事

岡崎幸次郎

局

参

事

不動健治

出	情	報	部	長	(兼)	調	電	海	地	參	通	整	編	人	事	部	長
版	查		務	外	方	信	務	部	部	事	局	理	集	經	理	部	長
部			部	部	長		部	長	長	長	(162)	部	局	259	(兼)		
長												長					
(69)																	

小	岩		吉	陸	山	神	牛	大	潮	田		石	結	東	武	二	郎
森	本		田	奧	子	島	腸	岩	海	村		部	部	幸	式		
田	一		田	陽	口	梧	五	和	秀								
記	清	局	松	之	島	梧	郎	嘉	之	源	治	局	局				
			治	助	巖	郎	郎	雄	助	治							

次 次 次

調	查	部	長	(兼)	航	發	大	參	長	長	特	外	內	整	業	文	
長	長				空	送	陸	長	長	長	信	信	信	理	務	書	
長					部	部	部	事			部	部	部	長	部	部	
(兼)					長	長	長				長	長	長		長	長	
											(兼)						

加	松		田	鷹		大	松										
藤	本		村	嘴		平	本										
内	万	重	神	山	芦	岩	佐	萩	萩	田							
海	寿	重	子	本	田	源	藤	原	野	中							
朝	男	治	島	政	英	治	喜	忠	伊	正							
次			梧	常	祥	寿	一	三	八	太							
郎			郎	常	祥	清	郎	三	八	郎							

太平洋戦争前の組織と活動

太平洋戦争前の「同盟」の職員数は三千を越え、日華事変勃発當時

参	速報部長	亞經部長	支社長	事	經濟局(86)
南支總局長(34)	大阪支社長(214) (応召29)	福岡誠一	長林密藏	長見恒明	塩山本滋
横田実	総務部長 業務部長 発送部長 経済部長 名古屋支社長(40) (応召12)	高橋勇 秋山操 高岩吉 林次郎 吉川義章 麻生林策 佐吉	福岡誠一	石田貞雄	林見恒明
佐々木健兒	藤川佐吉	佐々木健兒	佐々木健兒	佐々木健兒	佐々木健兒
中支總局長(87)	編集部長 通信部長 写真部長 関門支社長(31) 京城支社長(42)	久保田清松 近藤公一 鈴村茂	外經部長 内經部長	根津知好 板垣武男	坂本義隆
松方義三郎	塚本一生 浅野豊	塚本一生 浅野豊	塚本一生 浅野豊	小寺巖	根津知好 坂垣武男

の二倍近くに達していた。経費年額も一千万円を突破し、これまた約二倍に膨張していた。

支社局は内地に支社四カ所、支局三十三カ所、外地に支社（京城）一、支局九（樺太一、台湾二、朝鮮六）満州国には一支社、三支局、十七通信部、中国には三総局、三十三支局、南方に十支局、海外はヨーロッパに九、南北アメリカ州に十一支局ないし通信部があつた。

これらの支社局は、単に各地のニュースや写真を中央に送るだけでなく、中央から送つてくるものを各地の新聞社、放送局、その他に配布していた。「同盟」は、新聞社、放送局の共同機関としての任務のほかに、国策に協力して対外広報宣伝を行う任務と、経済界に内外の相場、情報等をサービスする任務を果していた。

国内活動　当時、「同盟」に加盟していた国内新聞社は約百五十社、放送局が三協会、このほかに、満州を含む中国、ハワイ、南北アメリカ、フィリピン、マレーその他各国で発行されている日本字新聞、華字新聞八十社以上が「同盟」のニュースに依存していた。これにニュースを供給する「同盟」の通信網はつぎのように大規模なものであつた。

一、市外長距離専用電話＝六千四百キロ以上に上り、おもなものは札幌—東京間、東京—福岡間（二回線）、福岡—鹿児島間のそれであつた。

二、国内無線同報＝東京本社内無線室から短波無線電信によりニュースを放送するもので、これは「同盟」のみに許された特権であった。「同盟」の支社局（豊原、バラオ、台南、清津、平壤、新京、大連等を含む四十余カ所）はこれを同時受信して刻

刻に新聞社へ供給していた。一日の放送字数は約五万字。

三、予約電話、予約電報＝予約電話は八十一区間、八百一通話、予約電報は四区間、三千五百字。

四、市内同報電話＝市内の新聞社、放送局等に一斉に同報する電話設備、地方重要都市にも同様の設備があった。

五、市内専用電話＝官庁、取引所、運動競技場と本社との間に設けたもの、東京に五十二、名古屋に二十三、大阪に十七というふうに全国で百十七ほどあった。

対外活動＝中国および海外における「同盟」の活動については、別に詳述するが、当時中国には北支（北京）、中支（上海）、南支（廣東）の三総局の下に三十餘の支局および野戦支局があつた。これらの支局は前線班と無線で連絡し、一方各総局は東京本社および満州の「国通」と無線で結ばれていた。「国通」は満州全域に無線網を持ち、新京（長春）に集中されたニュースは新京—東京間の専用電話線または「同盟」向放送（一日三回、六百語）によって「同盟」本社に送り込まれる仕組みになっていた。一方、中国を除く当時の世界ニュース網を示せばつぎのとおりである。

一、ニュースの収集＝「同盟」は「世界通信社連盟」を構成する各国代表通信社とニュース交換の契約を結んでいた。「同盟」の在外支局、特派員はこれら通信社に事務所を持ち、その社に集まつてくるニュースを適当に取捨選択するほか、自分の手で取材して、これを「同盟」本社へ打電していた。打電の方法としては、電報局を通ずるほか国際電話、外国放送電報も利用していたが、外国放送電報はベルリン、ローマ、ロンドンなどの連盟通信社内から直接「同盟」向に毎日数回発信されていた。
二、ニュースの発信＝「同盟」は、各国の代表通信社をはじめ、東亜、南洋、南北アメリカ、太平洋沿岸各地の日本字紙、外字紙を対象として一日一万六千語のニュースを昼夜ほとんど間断なく放送していたが、そのうち、英仏文が約九千語、ローマ字

日本文が約七千語であった。このほかに英文、日本文の船舶向放送を一日五回、二千語行っていた。

三、英文通信＝「同盟」本社内には各国代表通信社の支局があり、「同盟」はこれら特派員にニュースを供給していた。これがために、「同盟」は国内および東亜ニュースを英文に翻訳して英文通信を発行していたが、これは同時に外国公館、外字新聞、外国特派員などにも供給されていた。このほか、日本の政治、外交、経済、文化の各分野にわたる解説、ならびに国内世論の紹介を目的とする「英文特別通信」も発行していた。

経済通信＝「同盟」は、このほか経済界に対しても重要なサービスをしていた。すなわち内外の経済ニュース、商況、相場等を集めて、これを東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜の六大都市をはじめ、全国主要地の取引所、銀行、会社、商店等へ毎日刻々に速報していたのである。「同盟」からこれを受けていた業者は全国を通じて数千に達し、経済通信はわが国経済界の羅針盤となつていた。

経済通信は大別して内国経済、東亜経済、外国経済の三種があつたが、中でも外国経済電報は大正六年（一九一七年）創始（国際通信社時代）以来四半世紀の歴史を持つていた。「同盟」成立直後にはつぎのようなものがあつた。

一、内国経済通信

満州特産通信、同後場特報、株式短期歩み通信、ゴム〃、油脂〃、地金〃、小麦電報、油脂〃、船舶〃、株式長期〃、生糸〃、人絹〃、砂糖〃

二、海外経済電報

綿花電報、生糸〃、為替〃、小麦通信、期米〃、綿糸〃、雜穀〃、小麦電報、油脂〃、船舶〃、株式〃、金物〃、ゴム〃、砂



ANK-10, Bin. Tokio. 1000メートル、ハチセキで「村社」の碑文が残る。アラカルトの三筋をモーリーした光景である。



ベルリン—東京間電送写真成功
↑(昭和十一年八月)
一万メートル・レースで健闘する村社選手(先頭)

電送写真施設と関係者

前列（中央）網島通信技師、左へ内海

同技師、林同盟電送主任

後列右より 不動同盟写真部長、
連絡局次長 鷹嘴同盟

大日昇旗を先頭に入場式
ベルリン—東京電送、東京—仙台空輸



糖電報、特別情報、上海為替特報、埃及綿特報

その後、日華事変の勃発とその進展により、中國諸市場の活動が停止したため、それらの通信のあるものは中絶のやむなきに至つた。その代り、滿州國および中國大陸の經濟建設の実情を報道する「東亞經濟通信」が昭和十四年夏から開始された。これは、まず北京ではじめられ、ついで本社にその機構がつくられたのである。

一方、内地經濟通信は群小通信を統合して次第にその規模を拡大したが、その後時局の發展とともに經濟統制が行われるようになり、その様相は著しく変化していく。すなわち、從來相場通信を主としていたものが、次第に活版印刷の解説通信本位へと移行したのである。「國際通信」時代からあつた「海外經濟解説」は内地物中心に變つた。そして昭和十六年九月からは金屬版、纖維版等の産業別通信が発行されるようになつた。これに従来からあつた海運版を加えて、産業別通信は三種になり、将来の發展の基礎ができるわけである。當時、政府は臨戰体制の強化策として重要物資ごとに統制会を設けようとしており、産業別通信はこの統制会育成の推進力となろうとするねらいを持つものであつた。

これは當時の職制にも反映され、經濟局には速報、内經、亞經、外經、商通の各部がおかれ、内經部内には金屬、纖維、解説、商況の各主任がおかれていた。

写真通信 「同盟」は全国の新聞社に写真を供給していたので、一日のニュース写真發行量は約七

十種、約五千五百枚にも達していた。これがため「同盟」のおもな支社局には写真電送の施設をし、このほかに携帯用電送機も配置していた。当時、逓信省の施設としてはベルリン—東京間、サンフランシスコ—東京間、ロンドン—東京間に送受信施設、上海—東京間、台北—東京間に受信施設を持っていた。ヨーロッパからの電送写真は一九三六年（昭和十一年）のベルリン・オリンピック大会に際し、逓信省派遣金原淳技師と「同盟」特派員・福岡誠一の協力で連日試験的放送が行われて、ある程度まで成功し、ついで翌三七年にはイギリス国王ジョージ六世の戴冠式に天皇・皇后両陛下の名代として秩父宮・同妃両殿下が渡英されたとき同じ陣容でロンドンからの電送に立派に成功した。

昭和十二年十二月十四日北京で行われた王克敏を首班とする中華民国臨時政府成立式典の光景は、社員奥地寛治郎によって即日天津から東京への電送に成功した。この時の使用機は「同盟」が考案設計し自ら製作した交流式ポータブル無線写真送信機で、今日から見ると極めて幼稚なものではあったが、これが携帯用無線機による遠距離写真電送成功の最初であった。

また「浙東作戦」のときは、寧波班の写真部員がとったネガが「同盟」飛行機でつり上げられ、前線基地に運ばれ、上海総局に中継され、同総局で現像のうえ一つは現地に配給され、他は上海—東京間を無線電送されたのである。また、松岡外相ベルリン着の写真はベルリン（無線）—ニューヨーク（有線）—サンフランシスコ（無線）—東京間を、当時としては驚異的なわずか十時間で電送してきた。

映画、飛行機」「日華事変下における同盟通信」の項で紹介する。

調査と出版活動 — 調査局では情報部、調査部等を持ち、国内、海外の全「同盟」の通信網をそのまま調査網として利用し、世界各地から送つてくるニュースおよび情報を基礎に、時々刻々の世界の動静を調査し、必要に応じてこれらの資料を国家機関に提供していた。また内外の新聞雑誌数百種に目を通して重要記事を整理保存し、重大な外国文献は直ちに翻訳して資料としていた。おもな定期刊行物にはつぎのようなものがあった。

『国際経済週報』『同盟旬報』『同盟時事年鑑』『同盟グラフ』『人絹年鑑』『新聞写真年鑑』
『ジャパン・トレード・ガイド』

(注)

- 1 光永真三 明治十年（一八七七年）九月二十七日熊本県生れ。明治三十六年電通入社以来実兄星郎社長を輔け終始営業部門を担当その間営業課長、同部長を歴任、大正九年取締役、昭和二年常務取締役、同十五年十二月社長となり、同二十年七月退任、その後相談役、二十八年十一月七日死去
- 2 堀義貴 明治十八年（一八八五年）生れ。東京高商（現在の一橋大学）卒、外務省に入り特命全権公使（メキシコ駐在）、昭和十一年九月「同盟」の常務理事となり、以後外報局長、通信局、經濟、企画、海外各局の主査常務理事などを歴任、昭和二十一年十一月「同盟」解散のため退社。
- 3 松本重治 明治三十二年（一八九九年）生れ。東京帝大法学部卒、その後アメリカのエール、ウィスコンシン、スイスのジネーブ、オーストリアのウィーン各大学に留学、東京帝大法学部助手、中央、法政、日本女子各大学講師を経て、昭和八年十二月「聯合」に入社、上海支局長、十四年十月「同盟」編集局長、ついで南方総局長兼任、常務理事となる。「同盟」解散

後、「民報」を創刊社長となる。のち国際文化会館専務理事となり、多くの国際文化関係団体に関係。

4 豊嶋壽 明治二十三年（一八九〇年）生れ。通信官吏出身、大正八年六月国際通信社大阪支社に入社、昭和六年十二月、「聯合」連絡局長、十四年十月「同盟」通信局長、ついで連絡局長、常務理事、「同盟」解散後、同盟電機製作所（のちの東方電機）を創立、代表取締役となる。その後東方電機社長を経て常任監査役、同盟育成会理事長兼任となる。

5 芦溝橋事件 昭和十二年（一九三七年）七月七日の夜、北京西南郊外の永定河にかかる芦溝橋付近で演習中の日本の支那駐屯軍一部と現地中国軍との間に起った衝突事件である。事件の発端については、日本側では中国側から小銃射撃をうけたためだとし、中国側はこれを否定している。いずれにしても「日華四國当事者の関知しない極少数の者が勝手にやった謀略だとの疑いは今なお残っている」（林三郎著「太平洋戦争陸戦概史」）。

6 近衛の使者となつた古野は、弾丸を運ぶトラックに乗つて、敵陣の間を縫い、山東省の最前線、鄭城に作戦を指揮していた陣中の板垣を訪ね驚かした。古野が板垣を陸相として引出すのに持参した三条件中には、華北からの撤兵と事変の收拾、東条英機の陸軍次官任命などがあった。東条を次官とすることになったのは、茫洋たる板垣には事務家肌の東条を女房役にした方がよからうという軍中央部の意見にもとづくものであった。もしこのとき東条が次官に起用されなかつたら、彼は軍中央部に立つ機会はなかつたかもしがれ、したがつて日本のたどつた道は、よほど違つていたかもしがれない。

7 日本商業通信社については第二章「わが国初期の通信社」五四頁参照。

8 伊藤正徳 明治二十二年（一八八九年）生れ。慶應義塾理財科卒、時事新報社入社、取締役編集局長、昭和十一年四月同盟通信社参与、十七年九月中部日本新聞社専務取締役主筆、二十年十一月共同通信社理事長、二十一年九月日本新聞協会理事長兼任、二十四年七月「共同」および日本新聞協会辞任、二十五年時事新報社取締役、ついで社長、「産經時事」主幹。

9 無線時事通信社 航行中の船舶に重要ニュースを送る構想は、ヨーロッパでは早くより実施をみていたが、わが国では昭和

二年五月に時事新報社と日本郵船会社との間に放送契約ができたのが最初であった。当初は、あらかじめ日付と読み物を用意した新聞用紙を船に積み込んでおき、それに「時事新報」が放送するニュースを書き込んで船内新聞を発行する仕組みであった。その後、同様の方法が大阪において「大阪商船」と第二の放送会社との間に行われるようになったので、昭和四年の秋、両社を合併して無線時事通信社（社長・伊藤正徳）が創立された。時事新報社の方は、昭和十年に経営不振で倒れたが、「無線時事」の方はその影響をうけることなく、事業を継続することができた。しかし、その後通信統制の国策にそい、「同盟」に合流したのである。

日華事変下における同盟通信社

日華事変と同盟の役割 「同盟」は、満州事変を契機として結成が促進されたものであるが、創業の翌年——昭和十二年七月——には、日華事変に直面し、それが空前の大動乱に発展していく過程において、目覚ましい活躍を演じた。それは、かつて国際通信社が創業直後に第一次世界大戦にあり、発展の基礎を築いたのと同じであった。

日華事変の報道こそは、「同盟」がそのあらゆる人的・物的能力を傾倒したものであった。事変下における「同盟」の役割は大体つぎのようなものであった。

- 一、大陸のニュースを（記事、写真、映画などにより）国内に伝えること
- 二、国内および世界のニュースを大陸および前線に伝えること

三、現地の通信社、新聞などを育成すること

四、世界のニュースを収集すること

五、日本および東亜のニュースおよび主張を世界に（主として放送により）伝えること

日華事変の勃発　満州事変以来、満州の育成強化に力を入れていた日本——関東軍——は、蒙疆から華北にまたがる地域に緩衝地帯をつくり、中国本土からあやつる治安妨害工作をたち切ろうとしていた。ところが昭和十一年十一月の綏遠事件（関東軍の指導した内蒙軍が傅作義軍に敗退した）に勝った中国軍は抗日戦に自信をつけ、続いて十二月に突発した西安事件は、国共両党を合作に導き、抗日意識を全国的に統一することとなつた。西安事件といふのは、張学良（満州の支配者だった張作霖の子）軍が蒋介石を監禁した事件で、「同盟」はこれをスクープして世界的に名声を博した。

これをスクープしたのは上海支社長・松本重治であつた。十二月十二日の夜九時前、南京支局長・芦田英祥から「下関、南京間の連絡が本日午後から中絶しており、西安にいる蒋介石の身辺に異変が起つてゐるかもしだい」との通報を受けた彼は、早速孔祥熙宅に電話し、懇意な秘書から、学良が兵變を起し、抗日と容共（内戦停止）を要求して蒋介石を軟禁した事實をつかんだのである。彼はあらゆる方面から豊富に取材し、「同盟」の秘密無線連絡で東京へ送り込んだ。遅ればせに、その事実を知った外国新聞記者は、海外向け電信の受付停止で手も足も出ず、「同盟」に伝達方を依頼したものもあつた。

西安事件にともなう国共の合作、抗日民族戦線の成立といふ背景の下に、昭和十二年七月七日の芦溝橋事件は起つたのであつた。事件そのものは満州事変と違つて、決して計画的なものでなく、

責任者たちの知らないうちに突発したのであるが、当時の国民感情が一触即発の状態にあったことは否定できない。

芦溝橋事件が、天津と北京の軍当局から同時発表されたのは、七月七日の夜半を過ぎた午前二時ころであった。しかし、このニュースを東京へ直電しようと思つても、中国側電信局がそのまま通してくれるはずはない。そこで北京、天津両支局は暗号電報で上海支社に対し、北京、天津に無線連絡をとるよう要請し、結局北京から上海を通じて東京へ打電した。当時、「同盟」は非合法の無線連絡を持つていたのである。

事変前の同盟通信網 中国の国際取引中心地が上海であった関係上、日本側の通信網も早くから上海を中心としていた。「同盟」も上海には支社をおき、支社長以下二十八名の日本人と、五名の中国人記者を擁し、日本文のニュース、経済通信のほか、英文通信、華文通信を発行して中国官民や第三国側に深く食い入っていた。西安事件に際し、松本上海支社長が電話一本で中国側要人から取材でき、世界的スクープに成功したのもそのためであった。

一方、華北には、日華事変が起る数年前から「聯合」支局のほかに、滿州国通信社の出店である大東通信社の支局があつて、それぞれ日・華・英文の通信を発行していた。しかし、日満一体となつて対華工作を進める必要上、昭和十二年四月に至り、「同盟」と「国通」の完全提携、「同盟」「大

東」両支局の統合が行われ、北京支局長には「国通」の佐々木健児が任命された。その他天津、上海でも広く人事の交流が行われ、「同盟」の陣容は大いに強化されたが、これが日華事変勃発当時の報道にいかに役立ったかは、まことに測り知れないものがあつた。

事変に対する日本政府の最高方針は不拡大、現地解決にあった。北京駐在の特務機関長松井太久郎大佐は、この方針にしたがつて努力し、中国側との折衝については、中國通の佐々木「同盟」支局長に依頼した。ところが、天津軍の中堅幹部の多くはいわゆる拡大派に属し、松井機関長が中央の指令を忠実に守つて不拡大方針に努力をつづけて着々成果をあげつゝあるのを妨害するため、松井の意を受けて動いていた佐々木をまず追放して羽翼をもぎることを企図し、退去からならずんば逮捕と圧迫し空気は険悪を極めるに至つたので、佐々木は一時現地を離れた。

このように、軍の一部には強硬意見が底流していた。そこへ広安門事件、通州事件、廊坊事件などが相次いで起きたので、次第に全面的戦争に発展していった。通州の反乱事件では、たまたま天津から北京に帰任の途中にあつた安藤利男記者が捕えられ、正に射殺されようとする寸前、刑場から劇的脱走を試み、成功したという一幕もあつた。

事変勃発と同時に佐々木は応急対策として「国通」に応援を求める、記者、無線技士、写真班の派遣を受けたが、事変の発展とともに、「同盟」は多数の増援記者を華北に送り、古野常務理事もみずから現地で陣頭指揮に当つた。一方、本社調査部長の松方義三郎は、当局の要望で七月中旬から天津に赴き、渉外関係を担当した。

華北の事件は間もなく一八月十三日一華中に波及した。当時、上海には海軍の陸戦隊が駐在し、日本居留民の保護に当つていたが、強力な中国政府軍の攻撃をうけて、きわめて危険な状態に陥つ

た。情勢の急迫化とともに、「同盟」上海支社では、なによりも東京との無線連絡を確保するため——同時に電源が切断される場合のことを考慮して——連絡場所を四、五カ所に分散したが、居留民の出兵陳情は、結局バンドの正金銀行に分置されていたポータブル無線機で行われたのである。それから、日本軍の派遣となつたが、その作戦目標は南京に向けられた。南京を占領すれば、国民政府軍も抗戦を断念するものと期待したからである。十二月十三日、日本軍は力戦奮闘ののち南京を占領したが、結果はむしろ反対で、中国側の抗日意識はますます高まってきた。華北で、北支方面軍によつて、中華民国臨時政府（委員長王克敏）⁽¹⁾がつくられたことも、国民政府との交渉を困難にした一因であつた。翌十三年一月近衛文麿内閣はついに「こんど国民政府を相手にせず、帝国と真に提携するに足る新興政権の成立発展を期待する」という歴史的声明を発して自ら事変解決の門を閉ざしてしまつた。

事変が新段階に入ると同時に、「同盟」は北京に北支総局、上海に中南支総局を設け、中国における報道体制を強化した。北京へは、古野常務理事がみずから総局長となつて出馬し、総務部長に松方義三郎、通信部長に本社政治部長大平安孝、経済部長に本社経済部長安武誠一、華文部長に北京支局長佐々木健児がそれぞれ任命され、天津支局長には陸軍省詰古参記者及川六三四が任命された。一方、中南支総局長には上海支社長松本重治が任命され、その後本社地方部長田村源治が通信部長となつて赴任した。

これより先、「同盟」は、華北に臨時政府が成立（昭和十二年十二月）すると間もなく、北京支局の華文部を拡充して中国側新聞紙の要請を満たし、また「同盟」の斡旋で日本字紙や華字紙の統合が進められた。

滿州国通信社の創立が同盟通信社創立の先駆をなしたように、国内の一県一紙計画の見本となつたのは華北における日華字紙の統制であつた。日華事変勃発のころには華北に「北京新聞」、「新支那」、「京津日日」、「天津日報」などがあつたが、佐々木北京支局长は古野構想にもとづき、かつ軍の意向によつて、これらを買収統合して「東亜新報」をつくり、昭和十五年七月七日から発行した。社長には古野の推薦で元「聯合」北京支局长、内信局长だった徳光衣城、副社長には「同盟」庶務部長、北支局长長だった大川幸之助が就任した。続いて華字紙の統合が行われ「華北新報」が発足したが、この方の社長には中華民国臨時政府の情報局长・管翼賢、副社長は大川幸之助が兼任した。

一方華中では、なお戦火の続いている十三年二月、「同盟」は中国側有志と協力して上海に中華聯合通信社をつくつた。翌三月、上海に梁鴻志らの中華民国維新政府が成立したので、「中華聯合」はその機關通信社となり、新政府の政綱政策を中國民衆に浸透せしめる役目を受け持つた。

このころ、日華両国の有志の間では、軍によらず、直接交渉によつて事變を解決しようとする動きが高まつていた。たとえば、国民政府の日本課長・董道寧が満鉄の西義顯に接近したり、蒋介石の密使とみられた亞州司長・高宗武が共同租界で「同盟」の松本総局長と会見したりしたのである。こうした動きのうち国民党副総裁・汪兆銘⁽²⁾の引出し運動が具体化し、九月には、汪の重慶脱出に備

南京入城直後荒廃せる南京
同盟支局にて（昭和十二年
十二月十三日）



山西省臨汾の最前線
(昭和十二年四月)



敵前上陸直後携帶
無線開設
(昭和十三年
一月十日山
東角にて)



徐州陥落の日同盟野戦支局にて
(昭和十三年五月十九日)



一方、廣東作戦（昭和十三年十月）に際しては、軍の要望により、松方義三郎（北支總局長）が臨時香港支局長兼任となつて、香港での対外報道に当つた。これは軍当局が作戦に当り、香港政庁を刺激するのをさけたいと考えたのにほかならない。当時、「同盟」は香港でもすでに、ロイターおよびイギリス総督の了解を得て、英文通信を発行していた。

昭和十三年十二月ころの、中国本土における「同盟」の陣容はつぎのとおりであつた。

北支總局（日本人五〇、中国人二六、外国人一）総局長・松方義三郎、総務部長・大平安孝、通信部長・安武誠一、華文部長・佐々木健児、英文部長兼・松方義三郎、写真部長・不動健治、連絡部長・竹中三郎、天津支局（日一六、中八、外一）支局長及川六三、四、濟南支局（四）支局長・酒井忠俊、青島支局（六）支局長・伴野詔光、張家口支局（国通）支局長事務取扱・渋谷春夫、厚和支局（国通）支局長事務取扱・松田悟、石家庄支局（四）支局長・福代惟男、太原支局（四）支局長・菊地幸作、徐州野戰支局中南支總局（日六六、中五、外一）総局長・松本重治、総務部長兼・松本重治、通信部長・田村源治、連絡部長・高見達夫、経済部長・石田貞一、英文部長・堀口瑞典、写真部長・荒川穆、華文部長・奥宮正澄、南京支局（四）支局長・白尾干城、漢口支局長・松代閻次、杭州支局長・大星石松、廣東支局（二）支局長・牛島俊作ほか一名、香港支局（日六、中三、外二）支局長兼・松方義三郎みになつていた。

中国における報道活動

「同盟」が日華事変の報道に全力を傾けたことは、すでに述べたところで、日本軍のゆくところ陸に、海に、空に、必ず「同盟」の「前線班」が従軍していた。部隊が駐屯すれば、支局ないし野戰支局が開設され、「同盟ニュース」が受信され、将兵に配布される仕組みになつていた。

前線従軍班は普通に記者、無線技士、カメラマン、映画撮影技士、連絡員数名をもつて編成され、いたが、これは華北の中原会戦には七班、浙東作戦には七班、福建作戦には六班というふうに、多数派遣された。その活動がいかに自覚ましく、かつ危険なものであったかは、昭和十三年だけで、つぎの五名の戦死者を出したことによつてもうかがわるよう。

鈴木二郎（太原支局長、「国通」出向社員）、昭和十三年一月、正太線測石鎮付近を列車で進行中敵弾で戦傷死

藤岡正治（外信部次長）、同年一月、津浦線南段の戦線に従軍中、敵砲弾で戦死

柳沢文雄（映画部員）、同年二月、津浦線曲阜南方で敵の襲撃にあい敵弾で戦死

下津久男（写真部次長）同年六月、海軍嘱託として揚子江の海軍部隊に従軍中機雷で戦死

花房末太郎（映画部次長）同年十一月、広東省九水最前線の戦況撮影のため海軍砲艇で珠江を下る途中、敵弾で戦傷、激流中に落ち行方不明となる。

戦況の報道とともに、軍隊にニュースを供給することも、「同盟」従軍班の重要な任務であった。これについて、松方は昭和十三年十月の「同盟通信社報」につぎのように書いている。

食糧や弾薬と同じようにニュースが、一つの戦争をやり遂げてゆく上に必要欠くべからざるものであることを、自分は今度の事変ではじめて知った……「陣中新聞」は最初天津の支局で編集し、現在では北京で編集している……もちろん、軍には軍の通信網がある。しかし、それは作戦のためのものだ。随分上の部隊長でも、いつも一般的な情勢を詳かにしているとはいえない……何といつてもニュースは「同盟」。総遼の果てを走るトラックの上でも、山西の山奥でも、あるいは入城直後の徐州でも、ポータブルのダイアルを静かに回せば「同盟」のニュースは流れ込んでくるのだ。

銀座七丁目の六階から三十分ごとに打込んでいるのだから、リーグ戦からチコ問題まで全部とつたら大した分量だが、前線

では手も足りなければ紙も乏しい。野戦新聞は美濃全紙一枚、一日一回発行と相場が決まっている。無線技士にとっても、それをまとめてガリ版に書く記者にとっても並大抵の仕事ではない。

野戦新聞はほとんど時を同じうして、いわば自然発生的に北支各戦線で生れたものだ。部隊の駐屯中はもちろん、移動中に出したこともある。太原のごときはすでに立派な日刊新聞⁽³⁾にまで生長した。最近の徐州のように一日一回の一般ニュースのはかにローカル・ニュースを出しているところもある。ろうそくの灯の下に作り出されたこの一枚新聞はわれらの前線班の努力と献身の結晶であるのだ。

当時、本社において中国大陸の戦況ニュースを扱っていたのは東亜部、一方ニュースの対外放送を担当していたのは発信部であつた。昭和十三年十月ごろのローマ字による対外放送量は五千語で、メーキャップを施して印刷すれば、優に一ページ半ないし二ページの新聞ができるほどであった。⁽⁴⁾

一方、中国および満州からの内地向通信網は、昭和十四年五月ごろには大体つきのようになつていた。

華北 華北や蒙疆の「同盟」ニュースはすべて北支総局へ集中され、北支総局から双橋無線台をコントロールして日満華に放送連絡するようになつていた。当時、華北には総局のほか天津、青島、濟南、保定、石家庄、開封、徐州、太原の各支局、蒙疆には張家口、厚和(綏遠)、大同、包頭の各支局があつた。このほか、前線報道班が各地に出動していたことはもちろんある。一方、電話電信の独占会社たる華北電電会社の事業は整備充実されていたが、なお無線が主な連絡ルートとなつていた。

華中 中南支総局(上海)の連絡設備は、当時としては中國唯一で、昆山路の「同盟」無線室はコントロール線によって真茹無線台を操作し、管内支局、前線各班、日満華などとの放送連絡を行つていた。当時、華中の一般通信は、上海日本電信局と

大北電信局とを除いて、すべて華中電電会社の手中にあり、サツスーンハウス内の同社国際無線台は真茹通信所を操作して対米、対欧をはじめ東洋各地とも交信していた。

満州 「同盟」の国内専用電話線と「国通」の専用電話線とは、日滿無装荷ケーブルでつながれ、昭和十四年七月一日からは、華北と内地を結ぶ三千キロの長距離電話線が開通した。その前日の開通祝賀式後には「同盟」北支總局から携帯用写真電送機により開通式の写真が大阪支社へ写真電送のトップを切って送られてきた。

ニュース映画の創設 無線電信、写真とともに、戦時報道に重要な役割を演じたものにニュース映画と飛行機がある。「同盟」がニュース映画に着手したのは昭和十二年七月の芦溝橋事件後であった。当時、JOトーキーの文化映画撮影班がたまたま華北におり、最初の衝突記録映画を撮っていたので、「同盟」はこのフィルムを譲り受けて速報に当った。第一報は十六ミリからの引延ばしで、現像はJO、録音はKSトーキーで行い、わずか二十本のプリントを松竹系映画館に上映したにすぎなかった。

事変の進展にともない、「同盟」は次第に映画部門の機構を整備し、さらにJO文化映画班を全部吸収して拡充強化した。そして昭和十三年十月の漢口攻略戦には写真部からの応援を得て合計十二名を派遣した。そして信陽占領の写真およびニュース映画第一報は、同盟第一号機によって内地に運ばれ、多大の成果をあげた。

またヨーロッパの風雲が急を告げてきたため、「同盟」はかねてから特約のあるドイツ、イタリ

アはもちろんフランスのアクチュアライテス社、イギリスのブリチッシュ・ピクトリアル・プロダクション社、ハンガリーのマジアール・フィルムイロダ社に打電してニュース映画の速報方を依頼した。

独立の製作機能を整備してからは、配給の自主化を企て、まず「北海タイムス」、「福日」、「河北」、「新愛知」の四社連盟を結び、続いて「台湾日報」、「京城日報」、「中国新聞」、「名古屋新聞」、その他各社と配給契約を結んだ。昭和十三年六月以降は文化映画にも積極的に乗出し、大作「新大陸」（田中喜次、桑野茂、渡辺義美構成、上田勇、潮田三代治撮影）などの傑作を残した。これは内閣情報部と「同盟」映画部との共同製作になつたもので、全中国に胎動する建設の歩みを描いたものである。

当時、映画部（部長・折橋慶治）は事業局（局長・畠山敏行）に属し、規模は必ずしも大きなものではなかつたが毎週のニュース映画の反響はすこぶる大きく、「新聞に読む同盟」、「ラジオに聞く同盟」、映画に見る同盟」として非常な人気を博した。そして新聞やラジオの陰に働く通信社の実体を知らない人々の中には、「同盟」が、映画会社であるかのような認識を抱いていた人もあつたほどである。

航空部の設置

写真やニュース映画の速報が重要視されるようになつたため、「同盟」は昭和十三年九月、巡航時速四百キロ、航続力三千二百キロといふ當時としては優秀な「同盟第一号機」を購入、日本航空から操縦士、機関士の応援を得て就航せしめた。同機は十月中旬漢口戦線から信陽占領の第一報と生々しい戦況ニュースを、悪気流と荒天を冒して福岡雁ノ巣飛行場に運び、統いて

下旬には台北、台南を経て占領直後の広東に飛んで各社の写真フィルムを満載、無事福岡に帰來した。その後羽田空港に帰つて機体点検中に突如機関部から発火し鳥有に帰してしまった。翌十四年一月に購入した「同盟第二号機」—BACN（双発渡洋連絡機）は、かつてわが新聞界で使用されたことのない航続十時間の弩級機で、岩永社長は羽田空港で試乗し「魁号」と命名した。同機は三月二十八日、南昌陥落の写真第一報を積んで二套口飛行場を出発、一気に福岡に飛んで花々しい大成功を収めた。

さらに十五年（一九四〇年）六月には第三号機（單発快速通信機）を入手し、その後海軍中攻機（九六式中型陸上攻撃機）、大型輸送機MC二〇ノ二型機、小型司令部偵察機に加えさらに九七式重爆などを得て、中國大陸や拡大した南方地域への人員資材輸送に大きな役割を果した。

地上設備としては福岡雁ノ巣飛行場に第一格納庫、羽田空港に第二格納庫を維持していた。

日華事変前期の活動概況

報道宣伝の面における「同盟」の活躍が一般に認識されるようになるとともに、「同盟」を見学するものが多くなつた。昭和十四年（一九三九年）十月下旬には、閑院宮春仁王とともに陸軍大学校の学生七十名が見学にやつてきたが、その際古野社長が行つた説明は、日華事変前期における「同盟」の現状をつぎのように要約している。

有余力の總局、支社局と社員二千二百余名を統轄し、わが一億国民のためその耳となり口となつて日本を世界に語ることもに、世界を日本に伝うべき「同盟」本来の使命達成に一路邁進しつつあるのである。

対内、対外活動 これがためには北は北海道の札幌から南は九州の鹿児島、長崎へ、さらに福岡から朝鮮を経て奉天へ、岡山から高知へ、大阪から金沢へと、延長總計実に六千余キロにおよぶ専用電話線が国内通信網の大動脈を形づくっている。右のほかに過去十有余年の懸案であった国内無線電信放送施設も最近いよいよ実現の運びとなり、すでに全国各地の設備も終つて目下実験中である。

満州においては、満州事變後世界通信界における一國一通信社の原則にもとづき満州国通信社（「國通」と略称）の設立を促し、「同盟」はこれと姉妹関係を結んで、内外ニュースの交流を図ると同時に、両社間には人事交流をも行つて絶えず日満一体の理想実現に努めている。

「同盟」の対外活動に関しては、まず支那を中心として北京と上海には總局を設け、その他の主要地点約五十カ所には支局をおき、四百余名の人員を配置して、東亜通信網の完全を期している。さらにニューヨーク、ロンドン、ベルリン、パリ、モスクワ、ローマをはじめとして欧米各国の重要都市二十カ所には支局または通信部を設け、五十余名の人員を配置して、世界各国いたるところその国の國家代表通信社と緊密な協力関係を保ちつつ、あくまで日本人独自の見地に立つて刻々に変転する各国情勢とその動向をいち早く我が国に報道する重大任務の遂行に精進しつつあるのである。

一方、東京からは対外無線電信放送電台一台を専用して、毎日午前七時半より夜中の一時二時まで、東亜大陸に向つて日本語で、両米大陸と欧州に向つては英語にてほとんど三十分間ごとに東亜ニュースの放送を行つてゐる。この対外放送ニュースは東亜においては「同盟」の總局支局を通じて、英、米、ソ、独、仏、伊その他の各国においてはその国の國家代表通信社を通じてそれぞれ全国の新聞社に配布せられつつあるのである。この無線放送ニュース一万五千語こそ、實に日本が最も

広く全世界に向って語りうる日本の声であり、東亞の動きである。

日華事変と「同盟通信」 今次日華事変に際しては、報道無線、写真、映画、連絡等の担当者各一、二名宛より成る野戰班數十班を組織して北、中、南支の各前線に派遣し、わが皇軍將兵とともにあらゆる天險を排し、気象と戦い、病魔を冒しつつ、わが軍進撃の状況をあるいは新聞を、あるいは写真を、あるいは映画を通じて一刻も早く銃後の国民に報道すると同時に、これを世界各国に報道するの任務に当らしめたのである。この報道挺身隊の勇猛果敢な活躍こそ今次事変の裏面に秘められた国民精神の発露であり、報國報道の具現である。少壯有為の「同盟」社員にして事變以来この報道戦線の花と散った貴き犠牲者はすでに五名を数うるに至つたのである。

國際報道戦上における「同盟」の活動について実例をあげれば、昭和十二年以来、乾岱子、張鼓峰、ノモンハン等のソ満国境事件に關し世界の通信界において断然ソ連タス通信社の機先を制したごとき、今次日華事変の報道に關しては重慶政府必死の宣伝にもかかわらず、上海陥落以後世界各国の通信社をしてますます「同盟」のニュースに依存せしめたごとき、昨年十月二十七日武漢完全攻略の軍報道部發表を南京より東京へわずか七分間に速報し、さらにこれを全世界に転電して各国を驚倒せしめたごとき、近くは十月十九日より、数日間にわたりソ連の内蒙古、新疆進撃、重慶における国共両派の抗争激化、イギリスの援蒋政策放棄等の諸問題をめぐつて「同盟」の対外放送ニュースが全世界に一大反響をまき起したごとき、到底一々枚挙にいとまなき有様である。

中国の通信社を育成 華北が日本軍に占領され、國府の中央通訊社が奥地に逃避してしまったので、華文通信網の確立、華字紙の育成は、「同盟」の使命の一つになつた。よつて、北支總局では華文部の拡充に努力したが、昭和十五年二月には「同盟」の華文部を基として中華電訊社が創設さ

れた。同社は「同盟」の佐々木健児を社長、鈴木幸次郎を支配人、猪股芳雄を編集局長として発足し、従業職員約三百名（九〇%以上が中国人）で、天津、保定、石門（石家庄）、太原、開封、濟南、青島、徐州、海州に分社を設けた。また重慶（國府）、延安（中共）、放送を傍受、翻訳タイプして関係機関に情報資料として提供した。

華中には昭和十三年二月に、中華聯合通信社が創立され、五月には従来「同盟」が維新政府治下に配置していた華文通信員を引きつぎ、通信網の拡充に乗出した。そして遠く香港にも特派員を出して維新政府および日本の主張を香港を中心とする中国民衆に宣伝せしめ、日本軍の華南作戦に協力せしめた。

六月に入つて杭州、南京、蘇州などに分社を増設し、八月には維新政府の機關紙たる「南京新報」、「杭州新報」、「蘇州日報」が発刊されると同時にこれに通信供給をはじめた。九月には維新政府が南京に移転したため「中聯」社も本社を南京に移すことになったが、たまたま常務理事兼総務部長の余穀民が暗殺されたため遅れ、十一月に移転を完了した。十二月には各地新聞社の經營に援助を与え、併せて宣伝宣撫を効果的にするため販売部を設け、新聞雑誌の取次ぎ販売を開始した。昭和十四年二月には同様の目的で日本電報通信社から専門家の派遣を乞い、広告部を設置し、通信社としての内容を一層整備した。

「中聯」社はその後古野社長の訪華を機会に「同盟」と一層密接な関係を確立し、定款を改正、

名実ともに国策通信社として進むべき準備を整えた。漢口新政権とも特殊の了解のもとに六月より武漢分社を設立し、七月には南通に南通分社を設置し、揚子江以北の各新聞と連絡せしめたので、維新政府治下の通信網は完備するに至った。

しかし、「中聯」社が暫定的な組織であったことは、維新政府がそうであったのと同様である。日本側では、重慶の蒋介石国民政府の下で不遇の地位にあった汪兆銘を引出し、占領地に新しい統一政権をつくろうとする計画が進められていた。そして、汪は昭和十三年十二月にハノイに脱出し、ついで上海にきたが、北京の臨時政府、南京の維新政府との調整ができず、統一政府の実現はのびのびになつた。

昭和十四年九月にできた支那派遣軍総司令部（総司令官・西尾篤造大將）が秘密裡に重慶相手の和平工作をはじめたことも、右の実現を阻害していた。そのため、汪は参加を渋り、結局汪の不参加のまま新「国民政府」ができた。そこで「中聯」社は解消し、「中央電訊社」が昭和十五年五月一日から発足した。社長には国民政府の宣伝部長・林柏生が就任し、同時に「同盟」との間に合作契約ができた。その契約文はつきのとおりである。

△同盟通信社・中央電訊社合作契約

社団法人・同盟通信社は社長・古野伊之助を代表とし、中央電訊社は社長・林柏生を代表として民国二十九年五月一日南京において、両通信社の完全なる協力を目的として、左の条項により業務上の合作契約を締結す。

第一条 各締盟通信社は各本国内外の自社機関を通して収集される「ニュース」を無償にて相互に交換することを約す。各締盟通信社が第三国通信社との契約で収集する「ニュース」についても当該契約の許容する範囲内において無償にて相互に交換するものとす。

第二条 右交換「ニュース」の交付は原則として、各本社において相手方通信社代表に対し、でき得る限り迅速に行わるべきことを約す。本社以外の支局において右「ニュース」の交付をなす必要ある場合は特別の合意によりて之を決定す。

第三条 各締盟通信社は相手方通信社によって放送される無線「ニュース」を受信し、之を各自の自国語において配布する独占権を有す。無線「ニュース」の発信費用は発信通信社之を負担し、受信に要する費用は受信通信社之を負担す。

第四条 各締盟通信社は「ニュース写真」の交換に關しても、充分な協力をなすことを約す。右に関する細目協定は別に之を決定す。

第五条 各締盟通信社は前四カ条に定むる「ニュース」、「ニュース写真」の交換を敏速に確保し、両社相互の親善を増進するため、各本社においてはもちろん、その他の両社支局所在地においても、社室その他業務上の諸施設の利用につき、できる限り相互に便宜の供与を約す。

第六条 各締盟通信社は相互協力の増進と業務上の相互啓発の目的の下に必要に応じ、理事、出向社員、技術専員の相互交換をなすことを得。

第七条 各締盟通信社はそれぞれ国内的には統一通信社たり、対外的には国家代表通信社たる性質を相互に尊重し、相手方通信社の通信配布区域において、それと競争的立場にある第三の通信社またはその他の報道機関との契約において、相手方通信社の利益を直接間接に阻害する如き約定をなさざることを約す。

第八条 本契約の成立とともに同盟通信社は中央電訊社の通信配布区域における中文通信の發行業務を中央電訊社に委譲すること

とを約す。

第九条 本契約は調印の日より効力を発生し、以後二カ年間有効なりとす。締盟通信社本契約改訂の必要を認めたるときは、期限満了六ヶ月以前において、相手方通信社に通告するを要し、通告なき場合はさうに一カ年間宛有効なるものとす。

第十条 本契約正文は中文、日文両語において作成するものとす。

民国二十九年五月一日

社団法人 同盟通信社代表

社長 古野伊之助

中央電訊社代表

社長 林柏生

日華事変から太平洋戦争へ 日華事変は、昭和十四年（一九三九年）までに、戦略的進攻の段階を終り、戦略的対峙の第二段階に入った。同年夏の満蒙国境ノモンハンにおける日ソ両軍の衝突は日本軍の完全な敗北に終り、九月三日にはヨーロッパ大戦が勃発した。

日本は、中国の武力処理に失敗し、続いて武力と政略を併用する政策をとつたが、これも間もなく行詰ってしまった。そこで、日本軍は援蒋輸送路を切断する作戦に出ることになり、昭和十四年十一月の南寧作戦を皮切りに、フランス領インドシナ、香港、ビルマ経由の華南への輸送を閉鎖する機会をねらうよくなつた。



チヤンドラ・ボース 同盟本社訪問（昭和十八年十月）
前列左から 白仁進社長秘書、福岡誠一南方総局長、チヤンドラ・ボース、
古野伊之助同盟社長、松方三郎國通理事長、鷹嘴寿常務兼連絡局長
後列二人目 長谷川才次編集局次長、五人目 岩本清中支総局長、加藤万寿男
戦時調査室理事



中央電訊社長・林柏生(国民政府宣伝部長)同盟本社訪問(昭和十八年十一月)
左から 横田実南支総局長、佐々木健児北支総局長、福岡誠一南方総局長、
林柏生中電社長、草野新平国民政府宣伝部顧問、大平安孝編集局長、
古野伊之助同盟社長、岩本清中支総局長、大星石松華文部長

こういう情勢に対処して、「同盟」は昭和十四年七月、大屋久寿雄に続く二代目の特派員として前田雄二をハノイに派遣した。もつとも、当時はフランス当局のニュース検閲が厳重なため、香港支局に本拠をおき、ときどきハノイに出掛けるという取材方式をとった。ヨーロッパにおいてフランスが降伏した直後の昭和十五年六月には西原（少将）使節団がハノイにおいて援蔣ルート禁絶の交渉を行つたが、これには菱刈隆文が随行して報道に当つた。八月には中南支総局から独立して南支総局が設けられ、東亜部長・横田実が総局長として赴任した。九月に日本軍が北部インドシナに進駐すると同時に、「同盟」はハノイ支局を開設、波多尙を支局長に任命した。

これより先—昭和十五年六月—タイ国との間には友好和親条約が成立し、これにつれて「同盟」はバンコックに特派員として須藤宣之助を派遣した。オランダ降伏後のオランダ領東インド（今のインドネシア）には同年九月小林一三商相、十二月には芳沢謙吉大使が特派されたが、「同盟」は從来からの安藤利男バタビア特派員のほかに俣野博夫をスラバヤ特派員として派遣した。

第三次近衛内閣が成立して間もなく、日・仏印共同防衛協定（七月下旬）が成立し、日本軍の南部インドシナへの進駐となつた。これは一つにはインドシナ、タイ国、ビルマを一帯にして重慶の背後切斷をねらい、二つには米英の対日包囲態勢に対応する措置であつた。しかしこれは直接マレーに脅威を与えるものとして世界的関心をひき、英米仏独など各国の特派員がサイゴンに集まつてきた。「同盟」もまた波多尙をサイゴン支局長に任命し、陣容を強化した。当時ハノイ、サイゴン両支局

は広東の南支総局の管下にあり、東京との無線連絡は広東中継で行われていた。

十月になつて元政治部長、南京支局長の福田一がサイゴン兼ハノイ支局長に、井上勇がサイゴン支局情報主任に任命された。そのころから開戦気構えが急に強くなつたので、サイゴン支局では、秘かに従軍記者の派遣や無線機の補給を本社に要請した。十一月下旬には覆面の軍司令部（寺内寿一大将の南方総軍）が設けられ、十二月に入ると、高級将校にまじつて応召中の「同盟」の大森吉五郎中尉が軍情報将校、同じく宇多武次大尉が軍報道部将校としてサイゴンに到着した。

東京における十二月一日の御前会議は、日米交渉におけるアメリカの提案は到底容認できないとの結論に達し、対米英蘭開戦を決定した。何らの成案もなく日本はついに「目をつぶつて清水の舞台から飛び降りた」のである。かくて十二月三日には、早くも記者、カメラマン、無線技士各三、映画二、連絡員五、計十六名から成る「同盟」の従軍班は、シンガポール攻撃部隊とともに輸送船でサイゴンの港を出発した。七日朝には、三名から成る従軍班が「同盟」仕立てのトラックで、タイ国向け進駐部隊に同行して陸路カンボジア経由出発し、ボルネオへの従軍班もカムラン湾で集結中の船団に乗り込むため汽車で同地へ向つた。十二月七日（太平洋戦争勃発の前日）の夕刻からサイゴン支局は非常態勢に入った。

盟」の陣容はつぎのとおりであつた。

北支總局	(日本人七五、中國人六)	總局長	佐々木健兒	英文部長(兼)	佐々木健兒
総務部長	鈴木幸次郎	編集部長	半谷高雄	經濟部長	戸沢隆二
編集部長	阿部孫一	通信部長	河崎義男	華文部長(兼)	佐々木健兒
通信部長	前農夫	天津支局	(日二四、中八) 支局長	青島支局	(日九、中五) 支局長
濟南支局	(日八、中三) 支局長	濟南支局	(日四、中二) 支局長	徐州支局	(日四、中二) 支局長
開封支局	(日四、中一) 支局長	開封支局	(日四、中三) 支局長	保定支局	(日六) 支局長
石門(石家莊)支局	(日四、中三) 支局長	石門(石家莊)支局	(日四、中三) 支局長	太原支局	(日八、中一) 支局長
張家口、厚和(綏遠)大同、包頭各支局	は「國通」支局に依属	坂本末松	渡辺鉢	赤羽三千彦	伴野韶光
中支總局	(日八二、中三、外三) 總局長	松方義三郎	編集部長	木村孝一	赤羽三千彦
經濟部長	豊田治助	經濟部長	通信部長	菊地幸作	木村孝一
業務部長	藤井信次郎	業務部長	英文部長	松田常雄	松田常雄
寫真部長	小松利一	寫真部長	南京支局	(日二八) 支局長(兼)	磯田小四郎
漢口支局	(日一五) 支局長	漢口支局	杭州支局	(日一)	山村謙
(日五)	南昌支局	(日七)	蘇州支局	(日三)	九江支局
	蚌埠支局	(日三)			
	寧波戰支局	(日一)			

南支總局	(日二九、中五)	總局長	横田 実	通信部長	松尾 信
廈門支局	(日三、中二)	支局長	二瓶 邦雄	汕頭支局	(日二) 支局長 久木 和雄
海口支局	(日三)	支局長	高木 一実	香港支局	(日七、中三、外二) 支局長 中村 農夫
編集部長				ハノイ支局	(日一〇) 支局長(兼)福田 一
写真部長				サイゴン支局	(日八) 支局長 福田 一
南方各地					
バンコック支局	(三)	支局長	須藤 宣之助	シンガポール支局	(一) 支局長 飼 手 誉 四
マニラ支局	(二)	支局長	牧 内 正男	バタビア支局	(三) 支局長 安藤 利男
スラバヤ支局	支局長		俣 野 博夫		
2 汪兆銘	(一八八五—一九四四年)	中国政治家、廣東人、字は精衛、日本の法政大学に学ぶ、のち孫文の側近にあって活躍、国民党左派を代表し、しばしば反蔣介石運動を展開した。日華事變が起ると抗戦宣言を発したが、一九三八年重慶を離脱、四〇年南京に国民政府を樹立し、主席となり、日華基本条約に調印、四三年日本と同盟条約を結ぶ。四四年十一月名古屋で病死。			

(注)

1 王克敏 (一八七三—一九四五年) 中国政治家、清末留学生監督、民国成立後中國銀行總裁、財政部長を歴任、一九三七年十二月、中華民国臨時政府の成立に際し、行政委員長に就任、一九四〇年臨時政府が華北政務委員会に改組され、四三年その委員長となる。終戦後漢奸として逮捕され、獄死。

バンコック支局	(三)	支局長	須藤 宣之助	シンガポール支局	(一) 支局長 飼 手 誉 四
マニラ支局	(二)	支局長	牧 内 正男	バタビア支局	(三) 支局長 安藤 利男
スラバヤ支局	支局長		俣 野 博夫		
2 汪兆銘	(一八八五—一九四四年)	中国政治家、廣東人、字は精衛、日本の法政大学に学ぶ、のち孫文の側近にあって活躍、国民党左派を代表し、しばしば反蔣介石運動を展開した。日華事變が起ると抗戦宣言を発したが、一九三八年重慶を離脱、四〇年南京に国民政府を樹立し、主席となり、日華基本条約に調印、四三年日本と同盟条約を結ぶ。四四年十一月名古屋で病死。			

山西新民報 太原で同盟支局長・菊地幸作によつて發行されていた。

ローマ字放送

当時、これによつて全滿州、全中國の日本字紙、大部分の華字紙、北アメリカの日本字紙二十數紙、中南米の日本字紙十數紙、マニラの「商工日報」、ダバオの「ダバオ公論」、バタビア（ジャカルタ）の「爪哇日報」、「日蘭商業新聞」、シンガポールの「南洋日日新聞」、「新嘉坡日報」などがニュースの供給をうけていた。

海外特派員と外国通信社

同盟の海外特派員網

「同盟」の海外特派員は、大体「同盟」と連携する各国の国家代表通信社の中に事務所をもち、その社に集まるニュースを日本の立場から取捨選択するほか、みずから独自の活動を行つて取材し、これを本社へ打電していた。打電は一般商業電報により、主として無線回路によるが、場合によつては海底線を併用することもあつた。このほか国際電話や外国放送電報をも利用した。放送電報はロンドン、パリ、ベルリン、ローマなどにおける連携通信社の社内から直接「同盟」に向け毎日数回発信された。とくにパリのハヴァース通信社から発出される極東向け英文ニュース放送には、「同盟」特派員の特電を織り込んでくれたので、「同盟」ロンドン支局では「同盟」設立の当初から英文を用いて、さかんにこれを利用した。ロンドン＝パリ間はハヴァースの専用

電信線によつたので、経過時間はゼロに近く、ロンドンから直接放送しているのと同じであった。

「同盟」発足当時の海外特派員としては、ロンドンに福岡誠一、パリに山中篤太郎、モスクワに大形孝平、ニューヨークに岩本清が「聯合」時代から引き継ぎ勤務していたにすぎなかつた。その後「電通」通信部の合併により、「同盟」が本格的活動をはじめると同時に、海外特派員網の拡張がはかられることになり、昭和十一年十月に海外支局制が敷かれた。そして、ニューヨークには岩本に代つて萩原忠三、ワシントンには新たに加藤万寿男、パリには山中に代つて井上勇、ベルリンには安達鶴太郎、モスクワには大形に代つて萩野伊八、サンフランシスコには皆藤幸藏がそれぞれ支局長として赴任し、ロンドンは福岡誠一が支局長として引き継ぎ駐在した。

日華事変勃発後の昭和十二年十二月には、長谷川才次（外信部長）が福岡に代つてロンドン支局長として赴任し、また小寺巖もロンドンに増派された。ロンドン支局では「電通」の合流後、同社が従来発行していた通信を「同盟通信」として継承、「同盟」の対外英文放送を邦訳して内容を豊富にして、長谷川の着任後さらに頒布範囲を拡張した。またロイター社による「同盟放送」の受信は確保され、ロイター社に「同盟」のための対日放送をも開始せしめた。サンフランシスコ支局でも、同盟放送ニュースを「新世界朝日」、「日米」の両新聞に供給するほか、ミミオグラフで刷つて銀行・会社へ配達した。

一方、ジユネーブには入江啓四郎が支局長として赴任したが、昭和十四年三月以降には、江尻進

がベルリンに、本田良介がジユネーブに、河上洪がロンドンに、久我豊雄がモスクワに、森元治郎がワルシャワに赴任し、のち入江はパリに転じ、井上、安達、萩野は帰国することになった。

ヨーロッパ大戦の勃発 ところが、この間にヨーロッパの情勢はにわかに急迫の度を加え、ドイツ軍のポーランド侵入、続いて九月三日にはイギリスの対独宣戦布告となつた。それは岩永同盟初代社長が死去した翌日であつたが、ヨーロッパ大戦の勃発は、「同盟」に大きな活躍の場を与えた。当時の「同盟通信社報」はつぎのように報じている。

大戦勃発の時機は、「同盟」にとっては誠に好都合であつた。「たん帰社を命ぜられたいた井上勇パリ、安達鶴太郎ベルリン両前支局長は新支局長の着任後も引き続き前任地に待機を命ぜられていた。ロンドン支局には応援の河上洪特派員が着任したばかりである。さらに萩野伊八前モスクワ支局長も帰国の途バルカン諸国歴訪を終えてたまたまベルリンに滞在中であつた。萩野特派員はいち早く緊張する独仏国境を突破してパリに着き、その手記を詳細打電してきた。人員の配置はまず申し分なし。

戦争開始とともに各国で一せいに嚴重なニュース統制が行われたが、とくに面白いことはドイツ側がむしろ積極的にニュースを国外へ打電させたのに対し、英仏側が今までに例のないくらい嚴重な検閲制度を敷いたことである。本国はもちろん各殖民地でもそうであつたため戦争開始後数日間は英仏両国からの直電はほとんど途絶し、到着しても十時間ないし二十時間も連れたり電報の頭や尻尾がなかつたりする有様であつた。この時、ニューヨーク支局がわざかに検閲の網をくぐつてアメリカに入つてくる英仏ニュースをいち早く転電してくれたことは、その後引続いてのヨーロッパ重大ニュースの保護電と併せて有難かつた。

今度の戦争で一番ひどい目にあつたのはワルシャワの森元治郎特派員であろう。九月四日ワルシャワ退去の直前に打電した同

特派員の悲痛な電報は痛く読者の胸を打つものがあつたが、それからルブリン、クルツェミエニック、ザレシュチキ、ツェルナウチを経てルーマニアの首都ブカレストにたどりつくまでの苦労は、死生の境にあつてなお各地から打ちつけた同特派員の報告電報によつて御承知の通りである。ブカレストの公使館から途絶勝ちな國際電話を通してボーランド脱出記を送つてきた森特派員の声は悲痛であつた。

今後幾年にわたるかも見当のつかぬ長期戦に処して本社では海外支局の拡充計画を進めているが、その第一着手として中南支総局の大屋久寿雄（前ハノイ特派員）をパリへ、香港支局の久野茂男、佐藤重雄をそれぞれロンドンとベルリンへ増派することになり、いずれも目下任地へ向け急行している。欧米各支局の陣容はつぎのとおり。

ロンドン支局＝長谷川才次、小寺巖、河上洪、松川梅賢、山内留三郎、ベルリン支局＝江尻進、安達鶴太郎、友枝宗達、パリ支局＝入江啓四郎、本田良介、萩野伊八、井上勇、ペルチナックス（嘱託）、ジュネーブ支局＝本田良介（兼任）、ローマ支局＝下条雄三、ブカレスト支局＝森元治郎、モスクワ支局＝久我豊雄、ニューヨーク支局＝萩原忠三、寺西五郎、大竹貞雄、ワシントン支局＝加藤万寿男、サンフランシスコ支局＝皆藤幸藏、友松敏夫、海老名一雄、ポンペイ支局＝芦田英祥、シンガポール支局＝小林猪四郎、シドニー支局＝豊田治助、マニラ支局＝中屋健次、大谷純一、バタビア支局＝安藤利男、斎藤正雄、メキシコ・シチ＝支局＝海野稔

通信員＝ロスアンゼルス（山口清次）、バンクーバー（鈴木重一）、ホノルル（浅海庄一）、リマ（田村由之）、リオデジャネイロ（椎野豊）、ブエノスアイレス（岡部壮一）、ダバオ（星篤比古）、バンコック（日高邦夫）

特派員網の大拡張 ヨーロッパ大戦勃発前後の国際情勢は、まことに「複雑怪奇」で――日独伊三国同盟を結んで日華事変を有利に解決しようとした平沼騏一郎内閣は、昭和十四年八月、この言

葉を残して退陣した——ドイツとの間に不可侵条約を結んで世界を驚かしたソ連は、その後ドイツ軍がワルシャワに突入したとみるや、突然、軍をボーランドへ進め、ついで十一月にはフィンランド攻撃をはじめた。このため国際連盟はついにソ連を除名したが、一方ドイツ軍は翌十五年（一九四〇年）四月、デンマーク、ノルウェー作戦を開始したのである。

こうしためまぐるしい戦局の変化に対処して、「同盟」は前ベルリン支局長・安達鶴太郎をヘルシンキに急派してソ・フィン戦争をカバーせしめ、ついで彼をストックホルムに派遣した、このころのヨーロッパにおける同盟特派員の配置は、上掲のほかロンドンに新たに久野茂男が加わり、ベルリンには佐藤重雄と邦正美が加わっていた。パリの萩野伊八は帰国し、本田は現地採用の小島亮一とともにジュネーブ支局詰めとなり、ローマには下条のほかワルシャワを撤退した森元治郎がいた。モスクワは変わらず、イスタンブールには大屋久寿雄がパリから回って駐在した。このほか本社からは佐々木凜一がローマへ急行中であった。

六月に至つてフランスが降伏し、ヴィシーに臨時政府ができたので、「同盟」はパリの入江啓四郎を同地に駐在せしめた。九月には日独伊三国同盟が成立し、翌十六年（一九四一年）三月には第二次近衛内閣の松岡洋右外相が独伊ソ訪問の旅に上つたが、その際、編集局次長の岡村二一が唯一の日本人記者として随行した。四月には日ソ中立条約ができるが、それから幾ばくもたたない六月には、独ソ戦がはじまつたのである。

昭和十五年中ごろから太平洋戦争のはじまるまで約一年半の間ににおける海外特派員のおもな動きはつぎのとおりである。

一、ロンドン＝十五年五月、皆藤幸蔵サンフランシスコ支局長がロンドンに回り、その後河上洪はワシントンへ、小寺巖は帰国、久野茂男はメキシコに転じた。一方、木下秀夫がロンドンへ赴任しようとしたが、入国できず、リスボンで待機ののちニューヨークへ向った。同年末には長谷川才次支局長が帰国の予定であったが、情勢が急迫してきたので、そのままとどまった。

一、モスクワ支局＝久我豊雄は独ソ戦開始後、ソビエト政府とともにクイビシェフに移り、十六年八月、坂田二郎と代った。
一、ヨーロッパ大陸＝フランス降伏後、ヴィシー支局を開設した入江啓四郎は、独ソ戦開始直前にシベリア経由帰国し、その後任には堀口瑞典、ついでジュネーブの小島亮一が転じた。堀口はヴィシー離任後マドリードに支局を開設した。

イスタンブールには、十五年十月、ジュネーブの本田良介が赴任し、約一年後に小田善一と代った。小田は引揚げ邦人の船内取材のため内地からイランに赴き、上陸を許されてイスタンブールまで行ったのである。

ベルリンには十六年三月、池上幹徳が内地から着任、十一月には本田がイスタンブールから引揚げてきた。十六年はじめロンドンへ赴任しようとした斎藤正躬は入国できず、しばらくリスボンで待機したのち、太平洋戦争勃発の直前にベルリンへ着いた。その後彼はストックホルムに赴き、安達に代った。安達はブダペスト、ヴィシー、ボルトガルを経て帰国した。
一、アメリカ＝ニューヨークには、十五年十一月、稻本国雄が萩原忠三支局長の後任として赴任し、ワシントンでは十五年五月、加藤万寿夫支局長が帰国後しばらく安保長春が支局長代理をやっていたが、加藤が十六年一月に再赴任したので、安保はニューヨークへ移った。サンフランシスコ支局は、皆藤がロンドンへ転じたのちしばらく友松敏夫が支局長代理をしていたが、十六年一月に秋山慶幸が支局長として着任した。一方ロンドンの久野茂男は十五年十二月メキシコ・シチー支局長として着任、ブエノスアイレスへは十五年十二月、津田正夫が内地から着任、支局を開設した。

一、その他の地域＝ポンペイへは、昭和十五年十二月、芦田英祥の後任として蠟山芳郎が赴任し、シドニーへは豊田治助に交代、十五年七月倉田正一が赴任、十六年七月帰国した。後任者は決定していたが、未赴任のうちに太平洋戦争となつた。

南方各地における活動　日華事変勃発後、南方各地における華僑の動向が重視されるようになつたことは当然で、これがため「同盟」はこれら地域の特派員網を急速に拡大していくつた。

シンガポール＝以前から「南洋日日」の手塚貞吉に通信員を嘱託していたが、昭和十二年に小林猪四郎を特派員として派遣し、続いて十三年十月には相良一雄、鈴木力に同地において「イースタン・プレス」（東方通信）を発行せしめた。これは同地がロイターの領域であり、「同盟」の名称では通信の発行がきなかつたためである。小林の帰国後、その後任として昭和十五年十月赴任した飼手善四は、当時のシンガポールにおける情報宣伝活動についてつぎのように報じていた。

「私の着任當時あつた通信社は、ロイター支局と「同盟通信」と「東方通信」の三社、のちに極東危機説がやかましくなり、A B C D 包囲陣が口の端に上るようになってから A P、U P がやつってきた。邦字紙は「南洋日日」と「新嘉坡日報」の二つがあつた。「南洋日日」は古い老舗であったが、振わず、同紙から別れた「日報」に圧倒されていた。発行部数は二千内外と思うが、遠くタイ、ビルマ、仏印方面まで相当送られていた。「日報」の社長・長尾正平君はまた英字紙シンガポール・ヘラルドの社長を兼ねていた。ヘラルドは「東方通信」とタイアップして日本のニュース、日本の主張を發布するのに努力してきた。イギリス軍は兵がヘラルドを読むことを禁止していたが、戦争氣構えが強くなると豪州兵などは競つてヘラルドを買い求めていた。フィリピン＝マニラの通信員には「商工新報」の大谷純一、ダバオの通信員には星篤比古を依頼していたが、昭和十四年九月になって、はじめて中屋健次を特派員としてマニラに派遣した。その後、対米関係が急迫をつげてきたので、十六年一月には牧内正男、同六月には藤原文雄を増派した。入れ代つて、九月に帰国した中屋はマニラにおける情報宣伝活動についてつぎの

ように報じていた。

「フィリピン人は宣伝を盲信するという欠点を持つていて。それにアメリカ側の取締りはきわめて寛大であったので、『同盟』がマニラを中心として宣伝戦を開始したことは当然である。まず開始したのは、同盟ニュースによる英字新聞（毎日曜刊）の発行である。部数は約二千五百、約一千部が日曜午後市内で販売される。すでに一年四ヵ月を経、信用も確立した。つぎにラジオ放送を十六年二月以来開始している。マニラのKZRH放送局から午後七時十五分から十五分間英語で、また午後八時四十五分から十五分間スペイン語で、同盟ニュースを国内放送するものである。放送局は金を出して時間さえ買えば内容は何をやっても差支えないから、表面は邦人会社の広告として放送している。

新聞ニュースとしては、フィリピンはAPのテリトリーダから「同盟」の対支、対米英文放送をプレスワイヤレスをして受信せしめ、これをAPのクレジットで新聞社に配信しているが、フィリピンではアメリカ種やヨーロッパ戦争以上に歓迎されるので、掲載率はきわめて良好であった」

オランダ領東インド（インドネシア）は從来「瓜哇日報」の斎藤正雄にバタビア（ジャカルタ）通信員を依頼していたが、昭和十四年八月、安藤利男が特派員として同地に派遣された。オランダの降伏後、日本は小林一三商相、芳沢謙吉大使等を派遣して経済交渉に当らしたが、「同盟」も昭和十六年一月に侯野博夫を増派した。侯野は太平洋戦争前に帰国したが、着任当時の模様をつぎのように報じていた。

「バタビアに着いた途端に、蘭印の対日空気が予想以上に悪いのにまず驚かされた。つぎに驚かされたのは、「同盟」と蘭印の通信社アネタとの協定が事実上ほどということであった。アネタのマーカー社長は昭和十五年の夏来朝して「同盟」と協定を結び、「同盟」の蘭印におけるニュース頒布を認めたのであるが、同年十月末蘭印政府は戒厳令を理由に「同盟」電の自由報道を禁止したのである。外電は全部検閲され、同盟ニュースでパスするのは日本国内ニュースに限られ、大陸の

戦況ニュースもロイター電を採用するといった調子である。

蘭印の新聞は蘭字紙、漢字紙、マレー語紙で、英字紙は全然なく、日本語紙は「東印度（爪哇）日報」がある

フランス領インドシナ、タイ国^リこの方面における「同盟」の活動は、すでに「日華事変下における同盟通信」の項で述べたとおりであるが、タイ国へは十五年七月の須藤宣之助に続いて、十六年六月には依岡健一郎、同十月には高倉正夫が増派された。

同盟と外国通信社との関係

「同盟」は「聯合」、「電通」の外国通信社との契約をそのまま引きついだ。「同盟」の結成計画は、早くから外国通信社の関心をひき、昭和八年（一九三三年）五月、APの総支配人ケント・クーパー、UPの社長ロイ・ハワードが相ついで来日した。当時は、電・聯合併の大綱がすでにできていたので、両通信社代表は「聯合」の岩永、「電通」の光永とともにアメリカ大使の招宴に臨んで、交歓した。その年、「聯合」とAP、ついでロイターとの契約が更改され、「聯合」は外国通信社と対等の地位を認められた。

その際、ドイツのヴァルフ通信社は、ナチ政権の下でニュースの自主自由を失ったといふ理由で世界通信社連盟における地位を格下げされた。しかし、その後わが国が独伊に接近するようになつたので、「聯合」とドイツのD.N.B.（ヴァルフ社とテレグラフエン・ユニオンとを合併してつくつたもの）イタリアのステファニ両通信社との関係も緊密化した。

「同盟」は、これらの契約をすべて引きついだが、それにつれて一つの問題が起きた。それは、

U.P.がA.P.、ロイター、ハヴァースなどの世界通信社連盟と対立的な立場にあったので、連盟側から異論が出たのである。しかし、結局連盟側も「同盟」の立場を考慮して一応了承した。「同盟」と外国通信社との関係はつぎのとおり。

ロイターとの契約

この契約は一カ年の予告をもって昭和十二年（一九三七年）十二月末、またはその後いずれの年の十二月末でも廃棄し得ることになっていた。よって岩永社長は昭和十二年末に、昭和十三年末をもって同契約を更改したい旨通告し、交渉の結果、昭和十四年二月七日に新契約の成立調印をみた。新聞通信、経済通信とも新契約の実施期は三月一日、契約期間は三カ年となっている。

新契約中特記すべきは、新聞通信において自主的打電の原則を明らかにしたこと、経済通信においてイギリス帝国以外の第三国を全く自由地域とし「同盟」が無制限に進出し得ることにしたることである。もうとも、当ロイター側においてニュースをカバーする地域が、「同盟」のそれより広大なため「同盟」は依然サービス・ディファレンシャル・チャージを払うが、それは以前の契約額より減額され、つぎの契約改訂に際してはサービス・チャージを全廃する決意を表明している。

一、新聞通信

イ 両社は原則として各その本社に駐在する相手側代表者に對して内外のニュースを提供する。両社の無線放送は互いにこれを聽取し得る。

ロ 「同盟」はロイターに対しサービス・ディファレンシャル・チャージとして年額一千ポンドを、月割りにして八三ポンド六シル八ペニス宛ロンドンで前払いする。「同盟」はまたロイター無線放送の受信のためロイターに対し年額一万二千円を月割りにして一千円宛東京で前払いする。

ハ ロンドンから上海ロイターで受信したニュースを、「同盟」が上海から日本へ転電するときは、「同盟」はロイターに対し一語一ペニー宛支払う。「同盟」がロンドンより直接受信したニュースを、ロイターが上海に転電するよう要求する場合には、ロイターは「同盟」に対し一語一ペンス（転電料のほか）を支払う。

二、経済通信

イ ロイターはロンドンその他海外経済支局から経済種を「同盟」へ打電する。「同盟」は内地経済種をロイター本社または海外経済支局へ打電する。

ロ ロイターは日本領土内において、「同盟」は英本国および英帝国において、経済通信の発行を差控える。（すなわち、日本、イギリス帝国以外の世界各国は自由地域となつたわけである）

ハ 上海における「同盟」ロイター間の日本文経済通信契約は四月末限り廃棄する。（したがつて上海においてロイターから受けた外経種は、内地からの放送により供給することになる）

三、以上に關し、「同盟」本社は當時、本支社局關係者に対しうるのような警告を与えていた——「この契約は将来当然来るべき無契約時代に対する準備期間を与えるものとみるべきであつて、三年後の契約改訂に際しては、「同盟」、ロイターの關係はおそらくロイター、A.P.の關係の如く、ロイターは日本内地へ、「同盟」はイギリス本国、イギリス帝国へ進出しえることになるものと信ずる。したがつて海外支局においては、この見通しの下に活動されたく、とくに経済通信においては、経費の都合上ここ当分ロイターをして通信の打電をなさしめるが、順次自主的打電、自主的収集に向うは当然であり、また海外支局所在地における日本文通信發行も将来可能となるであろうから、今から充分研究しておかれたい」

UPとの契約

「電通」から「同盟」が引きついだUPとの契約は、昭和八年（一九三三年）一月から効したもので、その要旨はつぎのよ

うなものであった。

一、 U.P.は世界の各事務所においてその全新聞通信（ニュース・サービス）を「電通」に供給する。「電通」はそれを日本に転電して日本帝国および満州の諸新聞に発表することができる。

二、「電通」はその通信員をU.P.のいずれの事務所にでも駐在せしめる権利を持ち、これらの通信員はU.P.のニュースを選択して日本に転電することができる。「電通」がその通信員をU.P.の事務所に駐在せしめるようにしない場合には、U.P.は最善をつくして「電通」の欲するニュースを日本に転電することに同意する。

三、 それらのニュースの編集および転電が、U.P.の支局または通信員所在地に限られているならば、U.P.は「電通」宛ニュースの編集および転電に従事するU.P.従業員の俸給を支払うことに同意する。

四、 U.P.の通信員が「電通」だけのためにニュースをカバーするよう要求されたときには、その通信員がそれに従事する間、その俸給および経費を「電通」が支払うものとする。

五、 U.P.は、通常の電報通信の補充として「電通」に供給されるべき世界的郵便新聞通信に対する郵便代金を事前に支払うことに同意する。

六、 U.P.は、東京で「電通」によって受信されたU.P.電報が「電通」の独占的財産であり、日本国内で転売し得ることに同意する。

七、 U.P.はこの協定の存続期間、「電通」と協議することなくして、日本帝国または満州の他の新聞社および通信社と新しい契約を結ばないことに同意する。この条項は一九三三年一月一日以前にU.P.によって結ばれた日本における現行契約には影響するものではないと了解される。「電通」もU.P.と協議することなくして、アメリカまたはその領土における新聞社または通信社と新しい契約を結ばないことに同意する。これも一九三三年一月一日以前に「電通」によって結ばれた現行契約には影響

するものでないと了解される。

八、「電通」はUPが「電通」宛に送ったすべての電報の電報料金を支払うこととに同意し、また特に「電通」から訓令のない限りUPがすべてこれらの電報を受信人払いの新聞電報で打電することに同意する。

九、(略)

十、「電通」は東京に駐在するUP代表に対し満足すべき事務室を提供し、その代表者が必要に応じて「電通」のニュースその他の通信を使用せしめることに同意する。

十一、「電通」はUPの提供する普通の通信に対し、毎月前金で九百ドルをアメリカ通貨でUPに支払うことに同意する。この支払いはニューヨークにおいてニューヨークのUP本社宛に設定された銀行クレジットを通じて行うか、またはUPの満足する他の方法によって行うものとする（なおUP極東支配人マイルス・W・ウォーンから古野同盟社長にあてた書面によれば、この契約は少なくとも五カ年の予告を与えることなしには廃棄されないことになつていたといふ）。

ハヴァースとの契約

「聯合」から「同盟」に引きがれた契約は昭和七年（一九三二年）十月に締結されたものであったが、昭和十二年（一九三七年）十二月に改訂された。その際、両者の間でUP問題がとりあげられた。それはハヴァースの極東総支配人ミシェル・ブレアルが岩永同盟社長に宛てた書面でつぎのようにコンファームされている——「「同盟」、UPにおける暫定的通信交換は、連盟通信社間における一般的関係と一致しないものであるが、「同盟」においては、このやや不自然の状態をできるだけ速かに終了せしめる意向と解される。ハヴァースは、事態が「同盟」を困難ならしめるのを避けたいと思い、この点に関して圧力を加えることを差控えたが、これは本問題が近く解決するであろうとの仮定に立っているためである」契約内容はつぎのとおりである。

一、各契約当事者は、本協定に規定された条項にしたがい、その領域より入手した情報通信、ならびに自己の通信員によつて取

材打電されてきた外国ニュースのすべてを他の当事者に提供する。

二、ハヴァスの領域は、フランスおよびその植民地、保護領から成り、「同盟」の領域は日本帝国およびその植民地、保護領から成る。

三、各当事者は、他の当事者の訓令にしたがい、前述のニュースを他の当事者に直接打電するか、また他の当事者の通信員に知らせるものとする。

四、各当事者は自己に宛てられた情報の電報料を負担しなければならない。

五、各当事者は他の当事者による無線放送通信を受信し、その領域内において発行する権利を与えられる。

六、第五項により受信したニュースは、各当事者の連盟通信社に打電することができる。ただし、その連盟通信社が他の当事者と競争するものでなく、後者がその打電に対して特別の反対を行わない場合に限る。

七、第四項については、これらの無線通信を受信する経費のみを受信通信社が負担し、発信地における発信費は発信通信社が負担する。

八、各当事者はその事務所に他の当事者の公認通信員を受入れ、その通信員の使命遂行に対しきるだけの便宜と援助を与えるものとする。

九、各当事者は、他の契約当事者の領域におけるいかなる第三者にも、直接または間接、ニュースを供給しないものとする。

十、各当事者は発信通信社に対し情報の打電費を支払わなければならぬ。打電費の請求に対しても毎月決済されるものとする。

各当事者は、もし他の当事者が支払いを実行しない場合には、本協定に規定された情報通信を停止する権限を与えられる。

十一、本協定の解釈または遂行に関する契約当事者間に紛争を生じた場合には、各契約当事者は一人の調停人を指名し、二人の調停人はさらに上席調停人を指名する。かくして構成された調停裁判所は聽聞の場所を指定し、兩者間のあらゆる相違点につ

いて決定を下す。

十二、本協定は、一九三三年十月十九日に調印された從前の協定に代るもので、一九三七年十一月一日にさかのばって発効し、二ヵ年間有効とする。そして、契約当事者のいずれかが少なくとも契約満了六ヵ月前に他の当事者に対し契約廢棄の通告を發しない限り、契約は自動的に毎年更新されたものとみなされる。

一九三八年四月七日東京において二通作成、ハヴァス通信社を代表してミシェル・ブレアル氏、同盟通信社を代表して岩永裕吉氏がここに調印する。

(協定付属文書)

一、ハヴァスの放送通信は「同盟」のそれより広範なニュース分野をカバーしている事実を考慮して、「同盟」は毎月一千二百金フラン（一金フランは純金〇・二九〇三二二グラムに等しい）をパリのハヴァスに前払いするものとする。

二、両通信社によつて相互に与えられている打電上の便宜、ならびにハヴァスがその無線通信の中などくに「同盟」のために選択されたニュースを毎月平均二万語と日本関係ニュース三千語を挿入することを承知した事実を考慮して、「同盟」は東京のハヴァスに対し毎月一千円を支払うものとする。これは本協定第八項の例外規定である。

一九三八年七月四日、東京にて二通作成

ところが、昭和十四年（一九三九年）九月には、イギリスおよびフランスの対独宣戦布告により第二次世界大戦がはじまり、翌十五年（一九四〇年）六月にはフランスのペタン内閣がドイツ軍に降伏し、政府をヴィシーに移した。そこで「同盟」は、ハヴァスに対する通信料（月額一千二百金フランと一千四）の支払いを停止することになり、その旨七月五日付電報をもつて通告した。その理由としてあ

げられていたところはつぎのとおりである。

一、仏独休戦の結果、ハヴァス通信社の地位ならびに能力に明らかに変化を生じた。

二、戦争によってもたらされたフランスの現状は、もはや「同盟」に対し正規のニュース打電を継続することを許さないように思われる。

三、われわれはまた休戦協定の条項に注目せざるを得ない。その第十四条は、占領地域の無線通信社から許可なくして放送することを禁止しているのである。

ついで昭和十六年（一九四一年）一月、ヴィシーのフランス政府は通信宣伝の国営方針を決定し、ハヴァス通信社の通信部を接收してフランス通信社（O.F.I.I=オフィス・ランセ・ダン・フォルマシオン）をつくりた。

同年十二月八日、太平洋戦争が起ると同時にロイター、AP、UPとの関係が断絶したことはもちろんである。



↑支社長会議記念撮影
 (昭和十七年十月二日)
 椅子の人左から 小畠忠良参与,
 伊藤正徳参与, 畠山敏行常務,
 古野伊之助社長, 堀義貴常務

古野社長の南方視察→
 (昭和十七年十月)



←松本編集局長の前線視察
 (昭和十七年六月メイミョー)
 同盟野戦支局にて、中央が
 松本重治編集局長)

